

三重の歯科保健

令和5年9月
三重県

目 次

I 三重県の歯科保健の状況

1	1歳6か月児歯科健康診査結果(令和4年度).....	2
2	3歳児歯科健康診査結果(令和4年度).....	4
3	1歳6か月児う蝕状況(平成29年度～令和3年度).....	6
4	3歳児う蝕状況(平成29年度～令和3年度).....	7
5	6歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較(平成25年度～令和4年度)...	8
6	9歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較(平成25年度～令和4年度)...	8
7	12歳児歯科健康診断結果(令和4年度).....	9
8	12歳児う蝕状況(平成30年度～令和4年度).....	11
9	フッ化物洗口実施状況(令和4年度).....	12
10	健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、市町、指導区分.....	15
11	三重県及び市町歯科保健技術職員配置状況(令和5年3月末現在).....	17
12	歯科医療従事者状況(令和2年:歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士).....	18

II 市町の歯科保健の状況

1	各市町の歯の健康指標設定状況.....	20
2	各市町の歯科保健事業実施状況(令和4年度).....	26

参考資料

歯科口腔保健の推進に関する法律.....	38
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項.....	42
都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について.....	51
フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について.....	55
みえ歯と口腔の健康づくり条例.....	63
第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画における評価指標と目標値.....	67
障がい児(者)歯科ネットワーク.....	69
歯科保健医療関係団体名簿.....	71

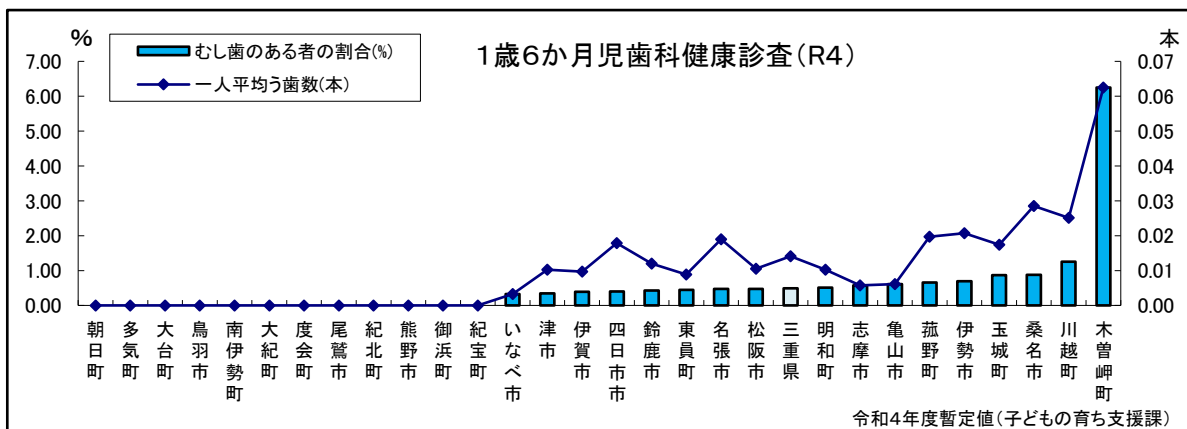
I 三重県の歯科保健の状況

1 1歳6か月児歯科健康診査結果（令和4年度）

	対象者数 人	受診者数 人	むし歯の総数 本	むし歯のない者の割合 %	一人平均歯数 本	むし歯のない者				むし歯の型別分類					軟組織の異常 人	咬合異常 人	その他の異常 人
						O1型 人	O2型 人	不詳 人	計 人	A型 人	B型 人	C型 人	不詳 人	計 人			
桑名市	920	911	26	99.12	0.03	881	22	0	903	5	0	3	0	8	97	103	36
いなべ市	316	306	1	99.67	0.00	250	52	3	305	0	0	0	1	1	33	11	23
木曾岬町	33	32	2	93.75	0.06	30	0	0	30	0	0	0	2	2	1	4	1
東員町	226	226	2	99.56	0.01	224	1	0	225	1	0	0	0	1	12	6	0
四日市市	2,057	2,011	36	99.60	0.02	1,903	44	56	2,003	7	1	0	0	8	50	241	21
菰野町	309	305	6	99.34	0.02	298	5	0	303	0	0	0	2	2	21	19	5
朝日町	110	109	0	100	0	106	3	0	109	0	0	0	0	0	3	6	6
川越町	160	159	4	98.74	0.03	138	19	0	157	2	0	0	0	2	6	21	18
鈴鹿市	1,414	1,414	17	99.58	0.01	512	890	6	1,408	6	0	0	0	6	20	66	11
亀山市	323	325	2	99.38	0.01	251	72	0	323	2	0	0	0	2	32	19	28
津市	1,767	1,756	18	99.66	0.01	783	967	0	1,750	4	2	0	0	6	53	154	6
松阪市	1,049	1,047	11	99.52	0.01	908	134	0	1,042	4	0	1	0	5	147	165	184
多気町	79	78	0	100	0	74	4	0	78	0	0	0	0	0	1	5	3
明和町	195	196	2	99.49	0.01	173	4	18	195	1	0	0	0	1	12	22	18
大台町	37	37	0	100	0	24	13	0	37	0	0	0	0	0	5	6	0
伊勢市	894	868	18	99.31	0.02	430	432	0	862	6	0	0	0	6	21	72	42
鳥羽市	74	67	0	100	0	41	26	0	67	0	0	0	0	0	2	3	1
志摩市	173	175	1	99.43	0.01	143	31	0	174	0	0	1	0	1	22	60	10
玉城町	116	115	2	99.13	0.02	114	0	0	114	1	0	0	0	1	7	6	1
南伊勢町	44	43	0	100	0	43	0	0	43	0	0	0	0	0	4	0	0
大紀町	20	20	0	100	0	20	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0
度会町	31	31	0	100	0	26	5	0	31	0	0	0	0	0	0	3	1
伊賀市	521	515	5	99.61	0.01	479	34	0	513	2	0	0	0	2	0	28	12
名張市	427	421	8	99.52	0.02	363	55	1	419	2	0	0	0	2	7	28	13
尾鷲市	60	62	0	100	0	29	33	0	62	0	0	0	0	0	0	6	1
紀北町	46	44	0	100	0	34	10	0	44	0	0	0	0	0	4	0	1
熊野市	68	64	0	100	0	62	2	0	64	0	0	0	0	0	4	4	0
御浜町	18	16	0	100	0	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	2
紀宝町	54	54	0	100	0	38	16	0	54	0	0	0	0	0	5	8	4
三重県	11,541	11,407	161	99.51	0.01	8,393	2,874	84	11,351	43	3	5	5	56	569	1,066	448

令和4年度暫定値(子どもの育ち支援課)

1歳6か月児歯科健康診査 むし歯のある者の割合・一人平均う歯数（令和4年度）

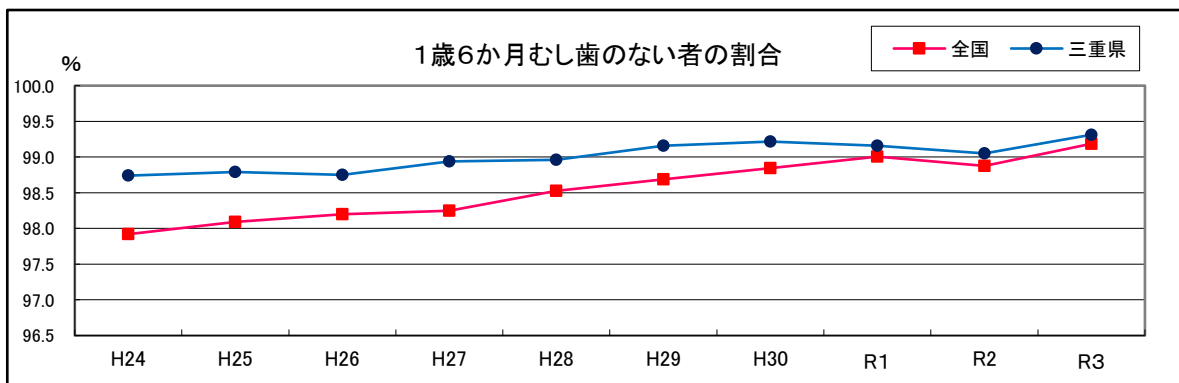


1歳6か月児う蝕状況年次推移全国比較（平成24年度～令和3年度）

年度	1歳6か月児むし歯のない者の割合(%)		1歳6か月児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H24	97.92	98.74	0.06	0.03
H25	98.09	98.79	0.05	0.04
H26	98.20	98.75	0.05	0.03
H27	98.25	98.94	0.05	0.03
H28	98.53	98.96	0.04	0.03
H29	98.69	99.16	0.04	0.03
H30	98.85	99.22	0.03	0.02
R1	99.01	99.16	0.03	0.02
R2	98.88	99.05	0.03	0.03
R3	99.19	99.31	0.02	0.02

平成25年度以前 厚生労働省「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」

平成26年度以後 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

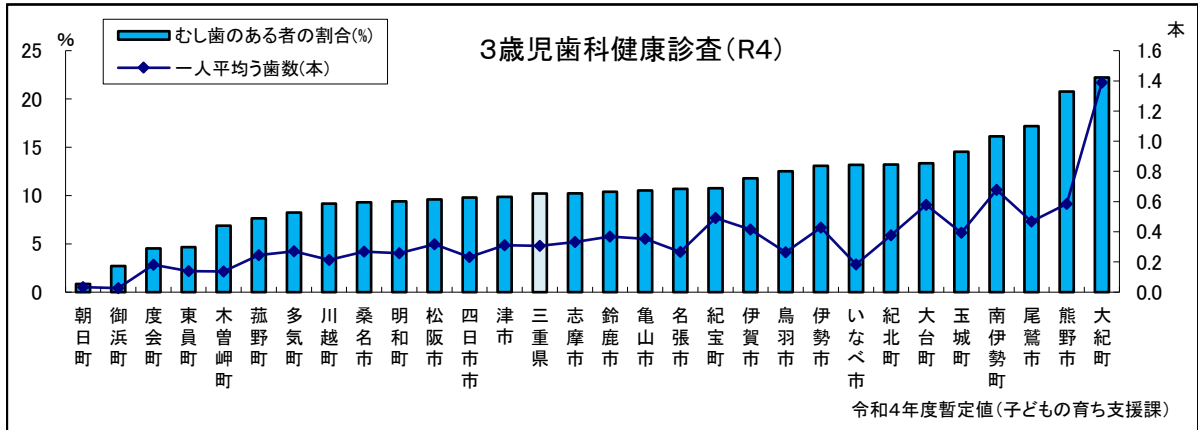


2 3歳児歯科健康診査結果（令和4年度）

	対象者数 人	受診者数 人	むし歯の総数 本	むし歯のない者の割合 %	一人平均歯数 本	むし歯のない者 人	むし歯の型別分類						軟組織の異常 人	咬合異常 人	その他の異常 人
							O型 人	A型 人	B型 人	C1型 人	C2型 人	不詳 人			
桑名市	968	947	254	90.71	0.27	859	76	10	0	2	0	88	48	164	47
いなべ市	328	349	64	86.82	0.18	303	14	4	2	3	23	46	5	63	1
木曾岬町	31	29	4	93.10	0.14	27	1	0	0	0	1	2	1	3	1
東員町	217	215	30	95.35	0.14	205	6	4	0	0	0	10	17	28	0
四日市市	2,278	2,196	510	90.21	0.23	1,981	122	26	2	2	63	215	18	214	135
菰野町	319	314	77	92.36	0.25	290	15	4	0	2	3	24	1	42	1
朝日町	120	117	4	99.15	0.03	116	1	0	0	0	0	1	3	10	2
川越町	137	131	28	90.84	0.21	119	10	2	0	0	0	12	0	5	6
鈴鹿市	1,574	1,532	563	89.62	0.37	1,373	109	39	2	7	2	159	3	190	7
亀山市	402	399	141	89.47	0.35	357	30	11	1	0	0	42	12	34	21
津市	1,927	1,907	594	90.14	0.31	1,719	139	37	3	9	0	188	27	315	3
松阪市	1,131	1,113	354	90.39	0.32	1,006	76	27	1	3	0	107	58	237	157
多気町	89	85	23	91.76	0.27	78	5	2	0	0	0	7	1	16	10
明和町	204	202	52	90.59	0.26	183	14	4	0	1	0	19	7	26	17
大台町	45	45	26	86.67	0.58	39	4	1	0	1	0	6	1	6	1
伊勢市	872	856	366	86.92	0.43	744	85	20	1	6	0	112	12	187	103
鳥羽市	77	72	19	87.50	0.26	63	8	1	0	0	0	9	0	3	0
志摩市	237	225	75	89.78	0.33	202	19	4	0	0	0	23	8	63	11
玉城町	118	117	46	85.47	0.39	100	13	4	0	0	0	17	1	23	0
南伊勢町	33	31	21	83.87	0.68	26	2	3	0	0	0	5	0	0	1
大紀町	16	18	25	77.78	1.39	14	1	2	0	1	0	4	0	2	0
度会町	41	44	8	95.45	0.18	42	2	0	0	0	0	2	0	2	0
伊賀市	513	501	208	88.22	0.42	442	38	13	3	5	0	59	0	15	29
名張市	526	523	139	89.29	0.27	467	36	9	5	2	4	56	5	72	21
尾鷲市	66	64	30	82.81	0.47	53	7	3	0	0	1	11	0	14	0
紀北町	52	53	20	86.79	0.38	46	5	2	0	0	0	7	1	6	1
熊野市	58	53	31	79.25	0.58	42	6	5	0	0	0	11	0	8	0
御浜町	37	37	1	97.30	0.03	36	0	1	0	0	0	1	0	3	0
紀宝町	67	65	32	89.23	0.49	58	2	4	1	0	0	7	5	21	7
三重県	12,483	12,240	3,745	89.79	0.31	10,990	846	242	21	44	97	1,250	234	1,772	582

令和4年度暫定値(子どもの育ち支援課)

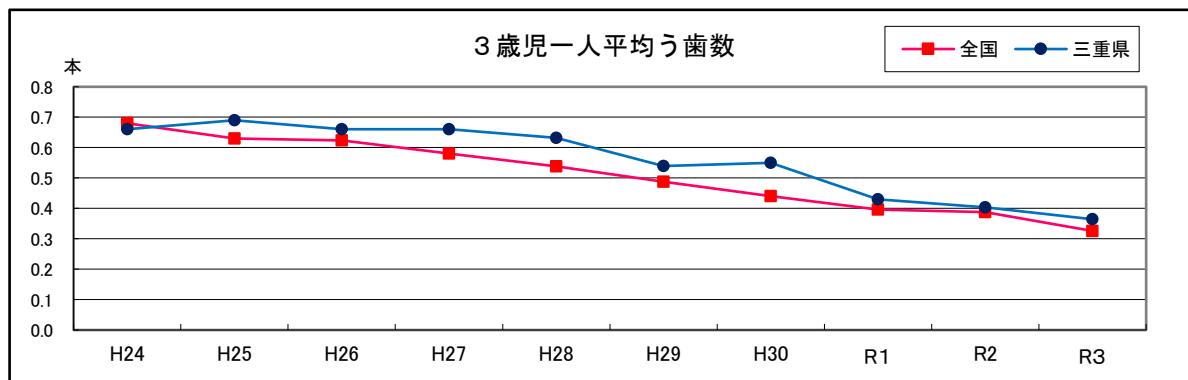
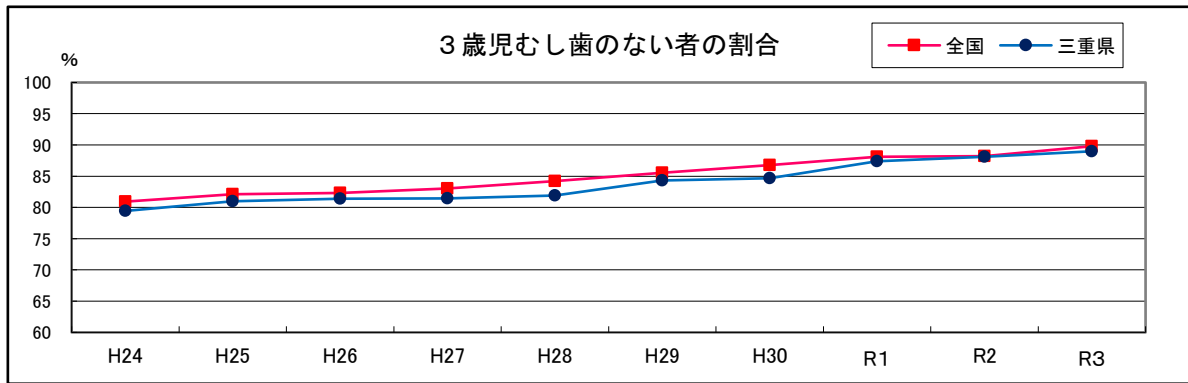
3歳児歯科健康診査 むし歯のある者の割合・一人平均う歯数（令和4年度）



3歳児う蝕状況年次推移全国比較（平成24年度～令和3年度）

年度	3歳児むし歯のない者の割合(%)		3歳児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H24	80.93	79.44	0.68	0.66
H25	82.09	80.99	0.63	0.69
H26	82.31	81.38	0.62	0.66
H27	83.04	81.47	0.58	0.66
H28	84.20	81.89	0.54	0.63
H29	85.57	84.32	0.49	0.54
H30	86.76	84.70	0.44	0.55
R1	88.10	87.40	0.40	0.43
R2	88.19	88.09	0.39	0.40
R3	89.80	88.99	0.33	0.36

平成25年度以前 厚生労働省「3歳児歯科健康診査実施状況」
平成26年度以後 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」



3 1歳6か月児う蝕状況（平成29年度～令和3年度）

年度	H29		H30		R1		R2		R3	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う歯数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う歯数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う歯数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う歯数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う歯数 (本)
桑名市	99.13	0.03	98.97	0.02	98.66	0.05	97.34	0.07	99.07	0.02
いなべ市	99.72	0.01	99.70	0.02	100	0	98.08	0.03	99.69	0.01
木曾岬町	100	0	100	0	96.43	0.04	100	0	95.00	0.20
東員町	100	0	98.95	0.02	100	0	99.51	0.02	99.54	0.01
四日市市	99.47	0.02	99.54	0.01	99.40	0.01	99.42	0.01	99.08	0.02
菰野町	99.66	0.01	99.71	0.00	99.43	0.01	96.85	0.04	99.70	0.01
朝日町	100	0	99.07	0.02	97.89	0.07	99.07	0.04	99.07	0.07
川越町	98.65	0.01	100	0	99.36	0.01	100	0	100	0
鈴鹿市	99.44	0.02	99.17	0.03	99.44	0.01	99.20	0.02	99.45	0.01
亀山市	97.58	0.08	99.48	0.02	99.52	0.01	99.03	0.02	99.17	0.02
津市	99.01	0.02	98.77	0.03	99.13	0.03	99.26	0.03	98.96	0.04
松阪市	99.37	0.02	99.41	0.01	99.13	0.02	98.80	0.03	99.82	0.01
多気町	97.96	0.05	97.09	0.06	98.92	0.02	100	0	100	0
明和町	97.79	0.08	99.02	0.05	99.00	0.03	100	0	98.71	0.04
大台町	96.43	0.09	100	0	100	0	100	0	100	0
伊勢市	99.10	0.04	99.39	0.02	98.56	0.03	99.40	0.02	99.71	0.00
鳥羽市	99.12	0.04	98.92	0.01	100	0	98.92	0.08	100	0
志摩市	100	0	98.77	0.02	100	0	99.56	0.01	100	0
玉城町	99.24	0.02	99.28	0.02	99.22	0.02	99.12	0.02	98.65	0.03
南伊勢町	100	0	100	0	100	0	97.22	0.06	100	0
大紀町	98.33	0.07	100	0	92.00	0.32	100	0	100	0
度会町	99.21	0.02	100	0	100	0	100	0	100	0
伊賀市	98.40	0.06	99.33	0.01	98.52	0.04	99.41	0.03	99.39	0.03
名張市	97.50	0.05	99.46	0.06	99.04	0.02	99.22	0.04	99.09	0.02
尾鷲市	98.67	0.03	100	0	100	0	100	0	100	0
紀北町	98.65	0.05	96.77	0.11	100	0	100	0	100	0
熊野市	96.47	0.08	98.84	0.07	100	0	100	0	98.94	0.01
御浜町	100	0	97.87	0.04	100	0	100	0	100	0
紀宝町	100	0	97.40	0.06	93.55	0.06	100	0	100	0
三重県	99.16	0.03	99.22	0.02	99.16	0.02	99.05	0.03	99.31	0.02
全国	98.69	0.04	98.85	0.03	99.01	0.03	98.88	0.03	99.19	0.02

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

4 3歳児う蝕状況（平成29年度～令和3年度）

年度	H29		H30		R1		R2		R3	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)
桑名市	86.29	0.48	86.39	0.46	89.06	0.37	89.55	0.31	90.43	0.27
いなべ市	88.89	0.34	86.18	0.47	88.33	0.30	88.22	0.46	88.92	0.31
木曾岬町	85.71	0.34	78.95	0.79	87.18	0.56	89.29	0.14	81.82	0.64
東員町	85.20	0.60	88.33	0.42	88.00	0.51	91.11	0.18	94.02	0.18
四日市市	87.59	0.40	89.41	0.36	90.65	0.30	92.16	0.37	90.54	0.28
菰野町	95.36	0.48	86.80	0.48	90.71	0.30	88.00	0.45	89.95	0.41
朝日町	86.96	0.15	87.96	0.15	89.00	0.40	94.53	0.23	91.74	0.28
川越町	86.58	0.64	84.24	0.61	96.15	0.25	91.62	0.23	86.39	0.51
鈴鹿市	82.87	0.59	83.66	0.53	84.81	0.53	87.68	0.44	90.21	0.29
亀山市	83.11	0.56	84.13	0.61	86.71	0.46	89.86	0.26	87.74	0.46
津市	83.96	0.55	81.41	0.64	86.55	0.47	84.69	0.44	88.41	0.36
松阪市	84.25	0.52	85.23	0.60	87.16	0.47	86.54	0.48	89.06	0.41
多気町	77.06	0.82	84.03	0.57	86.79	0.29	92.38	0.27	90.48	0.20
明和町	83.87	0.59	84.34	1.08	87.83	0.41	85.78	0.53	88.29	0.34
大台町	82.93	0.80	81.03	0.79	92.59	0.44	83.93	0.38	93.94	0.09
伊勢市	82.66	0.57	78.78	0.77	83.89	0.52	89.19	0.35	87.61	0.46
鳥羽市	63.11	1.16	76.53	1.07	81.00	0.69	72.63	0.73	87.50	0.44
志摩市	81.02	0.64	87.01	0.54	87.12	0.51	87.01	0.32	87.10	0.50
玉城町	82.99	0.48	88.73	0.28	85.11	0.45	84.03	0.41	85.51	0.33
南伊勢町	67.50	0.88	86.36	0.25	82.00	0.54	85.71	0.46	92.50	0.25
大紀町	92.16	0.31	84.00	0.36	82.93	0.61	86.36	0.23	72.00	1.40
度会町	80.43	0.79	93.55	0.15	94.44	0.19	94.23	0.29	89.80	0.57
伊賀市	81.52	0.55	84.02	0.67	87.69	0.43	87.39	0.48	87.65	0.46
名張市	80.85	0.43	83.68	0.55	87.11	0.48	85.76	0.41	85.99	0.55
尾鷲市	75.61	1.32	76.92	0.65	82.54	0.75	82.47	0.58	86.67	0.65
紀北町	74.36	1.14	85.07	0.79	81.08	0.57	88.24	0.47	88.52	0.62
熊野市	78.38	0.49	81.18	0.74	85.15	0.54	77.17	0.68	81.40	0.43
御浜町	76.79	0.75	82.22	0.62	76.79	0.54	81.40	0.65	80.77	0.62
紀宝町	87.01	0.43	80.56	0.50	87.64	0.19	86.67	0.43	86.15	0.49
三重県	84.32	0.54	84.70	0.55	87.40	0.43	88.09	0.40	88.99	0.36
全国	85.57	0.49	86.76	0.44	88.10	0.40	88.19	0.39	89.80	0.33

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

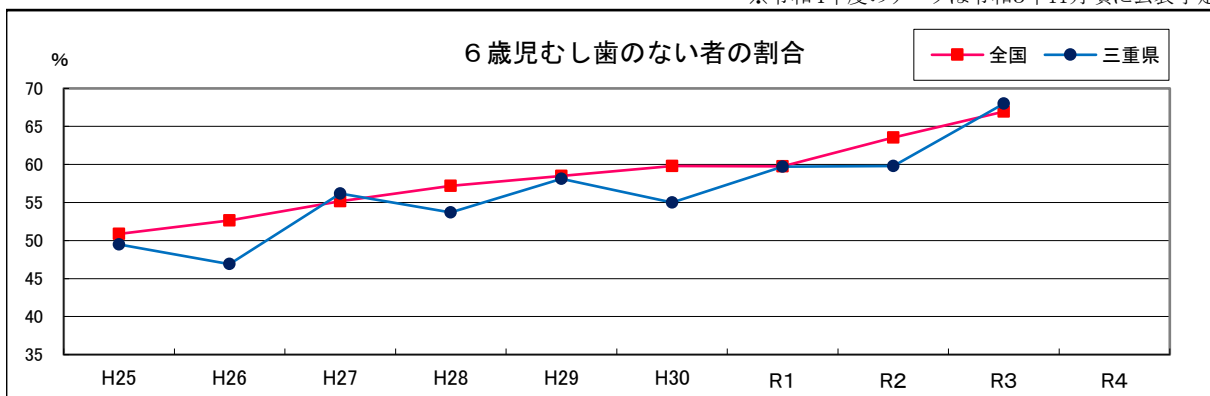
5 6歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較（平成25年度～令和4年度）

—：未公表

年度	6歳児むし歯のない者の割合(%)	
	全国	三重県
H25	50.87	49.5
H26	52.66	46.9
H27	55.15	56.2
H28	57.17	53.7
H29	58.51	58.1
H30	59.79	55.0
R1	59.76	59.7
R2	63.54	59.8
R3	66.95	68.0
R4	—	—

文部科学省「学校保健統計調査」

※令和4年度のデータは令和5年11月頃に公表予定



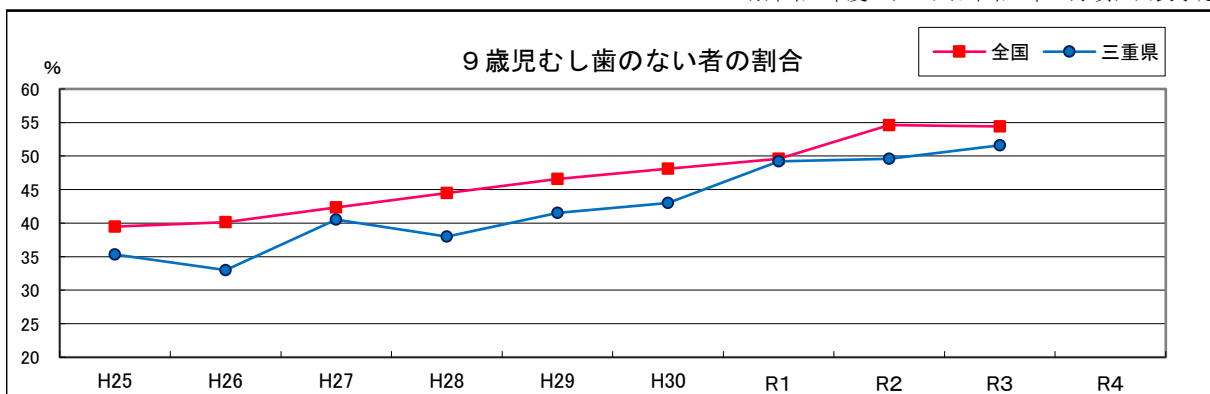
6 9歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較（平成25年度～令和4年度）

—：未公表

年度	9歳児むし歯のない者の割合(%)	
	全国	三重県
H25	39.48	35.3
H26	40.16	33.0
H27	42.31	40.5
H28	44.46	38.0
H29	46.56	41.5
H30	48.10	43.0
R1	49.61	49.2
R2	54.62	49.6
R3	54.41	51.6
R4	—	—

文部科学省「学校保健統計調査」

※令和4年度のデータは令和5年11月頃に公表予定



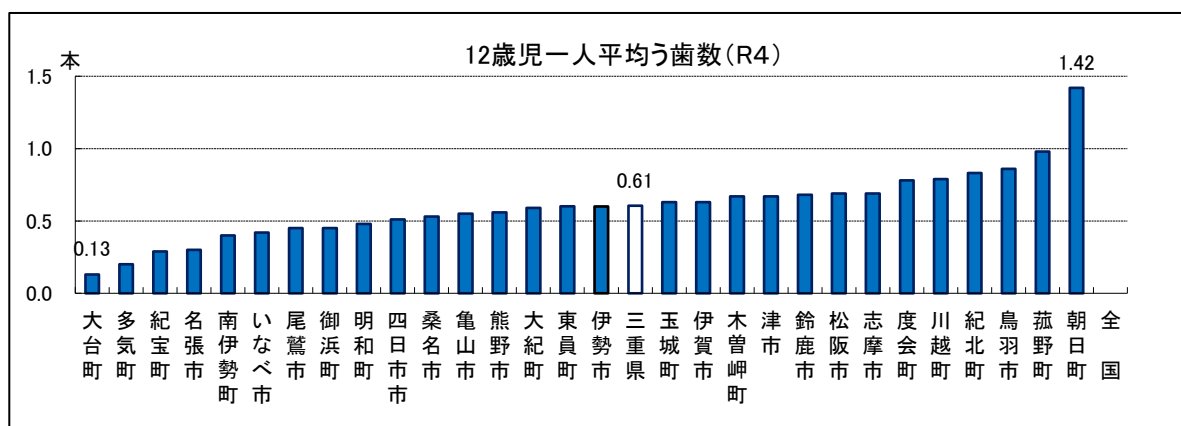
7 12歳児歯科健康診断結果（令和4年度）

	受検者数	計	喪失歯数 M	う歯			DMFT指数 (一人平均 う歯数)
				小計	処置歯数 F	未処置歯数 D	
				ア(イ+ウ)	イ	ウ(エ+オ)	
桑名市	1,054	554	2	552	411	141	0.53
いなべ市	118	49	1	48	22	26	0.42
木曽岬町	27	18	0	18	4	14	0.67
東員町	62	37	0	37	20	17	0.60
四日市市	946	481	6	475	254	221	0.51
菰野町	62	61	1	60	29	31	0.98
朝日町	33	47	0	47	46	1	1.42
川越町	28	22	0	22	8	14	0.79
鈴鹿市	575	393	9	384	272	112	0.68
亀山市	447	245	0	245	140	105	0.55
津市	1,932	1,294	28	1,266	775	491	0.67
松阪市	1,378	956	22	934	598	336	0.69
多気町	74	15	0	15	13	2	0.20
明和町	33	16	0	16	3	13	0.48
大台町	60	8	0	8	7	1	0.13
伊勢市	1,019	614	3	611	325	286	0.60
鳥羽市	58	50	1	49	36	13	0.86
志摩市	284	195	0	195	71	124	0.69
玉城町	156	99	0	99	59	40	0.63
南伊勢町	43	17	0	17	11	6	0.40
大紀町	51	30	0	30	27	3	0.59
度会町	67	52	1	51	37	14	0.78
伊賀市	670	420	0	420	231	189	0.63
名張市	301	89	0	89	60	29	0.30
尾鷲市	106	48	0	48	41	7	0.45
紀北町	75	62	0	62	51	11	0.83
熊野市	94	53	0	53	37	16	0.56
御浜町	66	30	0	30	8	22	0.45
紀宝町	41	12	0	12	9	3	0.29
三重県	9,860	5,967	74	5,893	3,605	2,288	0.61
(参考)全国							—

DMFT指数(一人平均う歯数) = 受検者のDMF歯の合計
受検者数

三重県: 三重県教育委員会「学校健康状態調査」
(参考) 全国: 文部科学省「学校保健統計調査」

※令和4年度のデータは令和5年11月頃に公表予定



12歳児う蝕状況年次推移全国比較（平成25年度～令和4年度）

—：未公表

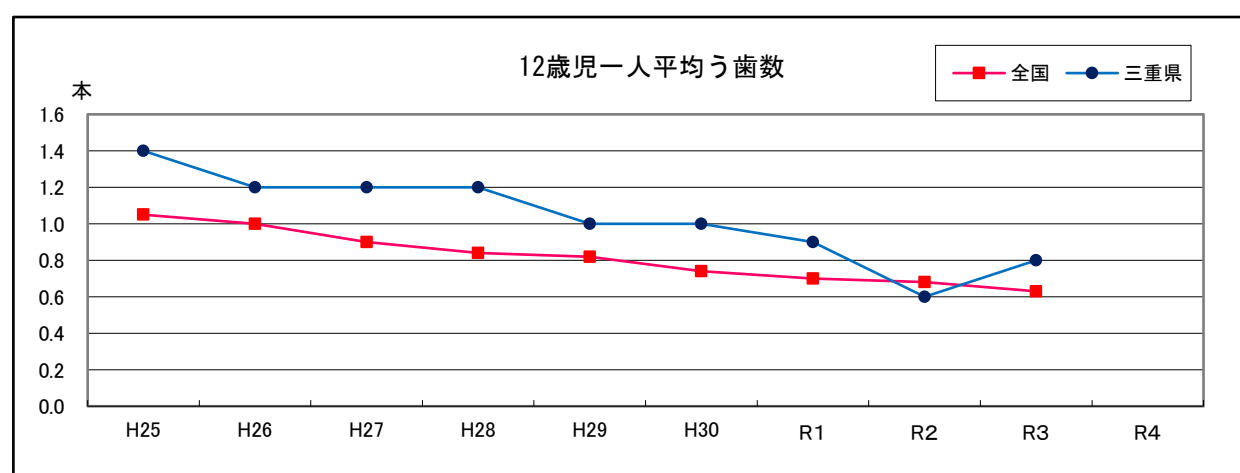
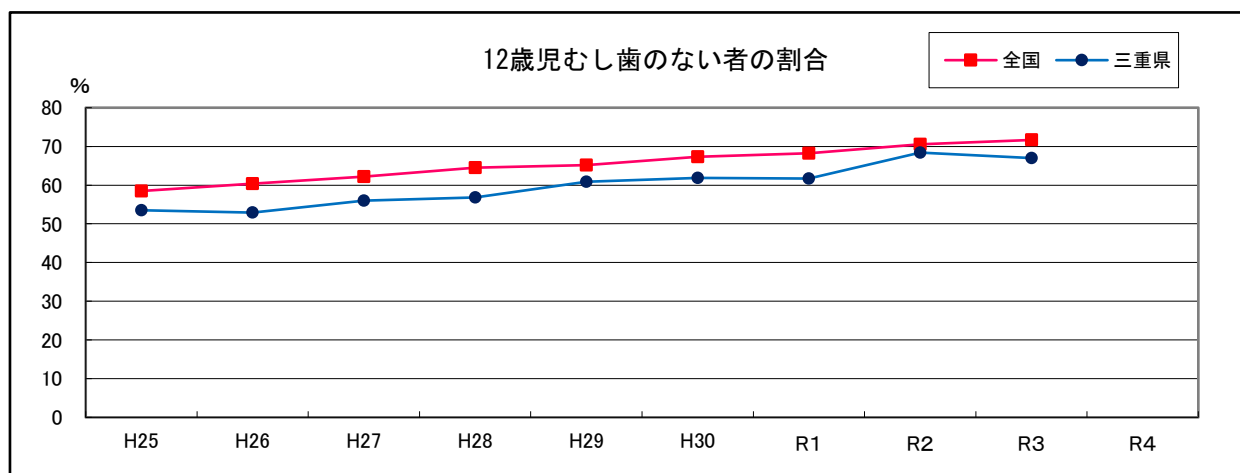
年度	12歳児むし歯のない者の割合(%)		12歳児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H25	58.48	53.5	1.05	1.4
H26	60.35	52.9	1.00	1.2
H27	62.18	56.0	0.90	1.2
H28	64.48	56.8	0.84	1.2
H29	65.13	60.9	0.82	1.0
H30	67.28	61.9	0.74	1.0
R1	68.24	61.7	0.70	0.9
R2	70.56	68.4	0.68	0.6
R3	71.67	67.0	0.63	0.8
R4	—	—	—	—

文部科学省「学校保健統計調査」

※令和4年度のデータは令和5年11月頃に公表予定

全国の値は小数点第2位まで公表

三重県(都道府県)の値は小数点第1位まで公表



8 12歳児う蝕状況（平成30年度～令和4年度）

年度	H30		R1		R2		R3		R4	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)
桑名市	58.94	0.92	61.18	0.90	70.85	0.62	71.29	0.57	70.10	0.53
いなべ市	67.80	0.63	70.40	0.39	66.50	0.64	74.43	0.60	78.70	0.42
木曽岬町	64.91	0.28	57.14	1.20	69.81	0.49	70.21	0.55	67.31	0.67
東員町	74.35	0.68	65.91	0.40	73.78	0.62	74.43	0.51	66.05	0.60
四日市市	64.03	0.75	65.77	0.76	74.94	0.84	72.23	0.52	75.84	0.51
菟野町	59.11	0.88	53.17	1.17	66.85	0.75	63.71	0.89	63.28	0.98
朝日町	33.13	0.92	38.65	1.64	43.48	1.27	53.98	1.36	41.96	1.42
川越町	73.81	0.26	66.42	0.58	73.08	0.98	80.31	0.35	72.97	0.79
鈴鹿市	58.86	0.74	64.25	0.93	63.97	0.86	62.53	1.07	68.85	0.68
亀山市	56.90	0.72	61.31	1.12	59.02	0.77	69.34	0.44	75.51	0.55
津市	60.83	0.70	60.97	0.78	65.40	0.78	66.81	0.73	71.32	0.67
松阪市	60.04	0.81	59.16	1.00	62.46	0.89	66.45	0.78	66.91	0.69
多気町	53.37	1.22	79.07	0.45	66.67	0.68	66.90	0.73	77.11	0.20
明和町	69.23	0.37	70.62	0.16	77.17	0.14	84.13	0.39	71.36	0.48
大台町	70.18	0.49	67.90	0.18	76.67	0.25	71.43	0.39	74.58	0.13
伊勢市	60.49	1.09	59.47	0.92	66.01	0.97	64.32	1.07	73.80	0.60
鳥羽市	56.55	2.11	59.03	1.02	65.25	1.10	65.42	1.11	63.56	0.86
志摩市	54.78	1.09	58.81	0.77	66.07	0.86	68.58	0.69	68.31	0.69
玉城町	41.78	1.68	51.66	1.37	76.19	0.37	80.82	0.26	65.38	0.63
南伊勢町	58.62	0.79	67.86	0.64	73.21	0.66	59.26	0.48	81.40	0.40
大紀町	64.58	0.96	59.52	0.74	68.75	0.47	62.22	0.80	60.78	0.59
度会町	44.64	1.39	61.97	1.08	38.57	1.03	53.73	0.81	63.24	0.78
伊賀市	60.24	0.91	64.66	0.89	70.79	0.74	68.23	0.85	72.96	0.63
名張市	72.25	0.46	74.96	0.29	69.56	0.58	62.68	0.61	72.12	0.30
尾鷲市	47.33	1.02	72.80	0.42	42.15	1.40	66.38	0.35	73.58	0.45
紀北町	62.07	0.66	61.98	1.00	74.73	0.88	60.22	1.26	61.33	0.83
熊野市	43.59	1.31	59.48	0.78	68.37	0.51	71.60	0.58	64.89	0.56
御浜町	56.06	1.00	43.18	1.43	63.16	0.63	67.80	0.83	81.82	0.45
紀宝町	68.54	0.61	58.23	0.86	72.09	0.43	74.47	0.51	81.16	0.29
三重県	60.87	0.84	62.94	0.86	67.58	0.79	67.92	0.74	71.26	0.61
(参考)全国	67.28	0.74	68.24	0.70	70.56	0.68	71.67	0.63	—	—

三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」

(参考)全国：文部科学省「学校保健統計調査」

※令和4年度のデータは令和5年11月頃に公表予定

9 フッ化物洗口実施状況（令和4年度）

—：対象施設なし

市町名	実施人数 (人)	実施施設数(施設)				総実施 施設数 (施設)
		幼稚園	認定こども園	保育園	小学校	
桑名市	0	0	0	0	0	0
いなべ市	0	—	—	0	0	0
木曽岬町	63	—	1	—	0	1
東員町	0	0	—	0	0	0
四日市市	23	2	0	0	0	2
菰野町	102	1	1	1	0	3
朝日町	0	0	0	0	0	0
川越町	0	0	—	0	0	0
鈴鹿市	17	0	0	1	0	1
亀山市	0	0	0	0	0	0
津市	157	0	3	1	0	4
松阪市	4,218	17	3	28	29	77
多気町	192	—	2	3	0	5
明和町	261	1	2	1	0	4
大台町	93	—	1	3	0	4
伊勢市	47	1	0	2	0	3
鳥羽市	192	1	—	7	7	15
志摩市	599	5	0	5	7	17
玉城町	696	—	1	3	4	8
南伊勢町	64	—	—	4	0	4
大紀町	0	—	—	0	0	0
度会町	165	—	—	0	1	1
伊賀市	0	0	0	0	0	0
名張市	12	0	0	1	0	1
尾鷲市	144	—	1	5	0	6
紀北町	51	1	—	3	0	4
熊野市	234	0	1	5	2	8
御浜町	76	—	2	—	0	2
紀宝町	153	1	—	5	0	6
三重県	7,559 人	30施設	18施設	78施設	50施設	176施設

令和5年3月末時点

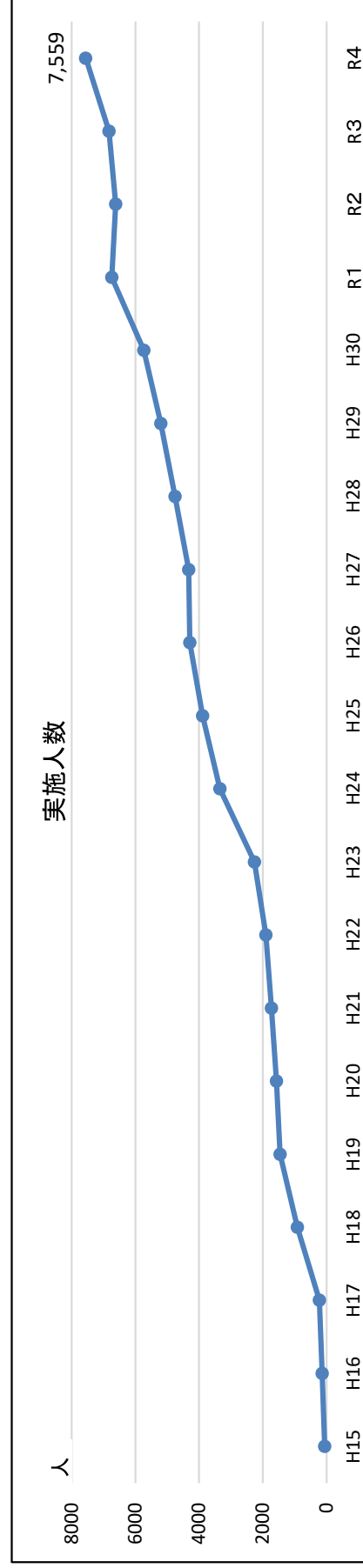
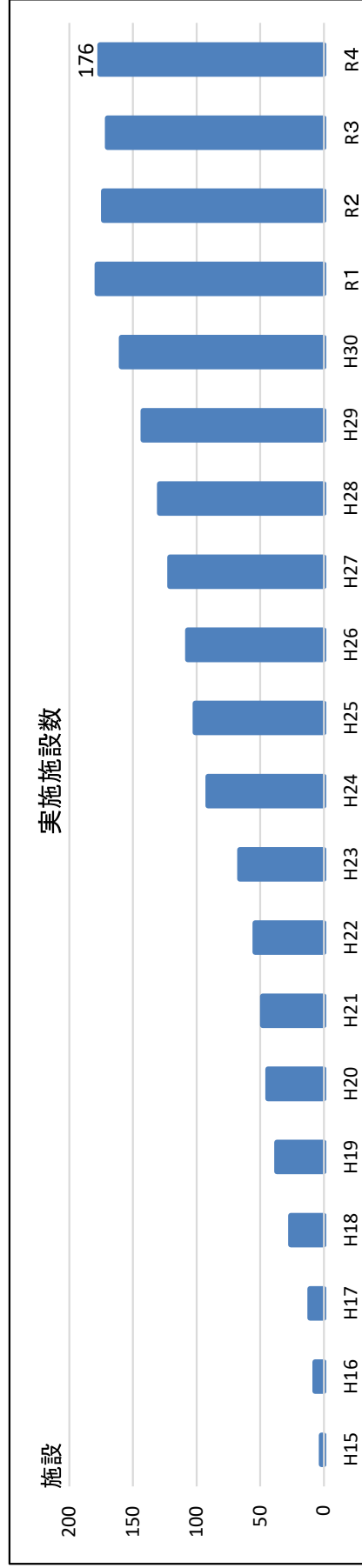
—：対象施設なし

市町名	実施施設率(%)				総実施 施設率(%)
	幼稚園	認定こども園	保育園	小学校	
桑名市	0	0	0	0	0
いなべ市	—	—	0	0	0
木曾岬町	—	100	—	0	50.0
東員町	0	—	0	0	0
四日市市	6.9	0	0	0	1.6
菰野町	20.0	25.0	16.7	0	15.0
朝日町	0	—	0	0	0
川越町	0	—	0	0	0
鈴鹿市	0	0	2.9	0	1.2
亀山市	0	0	0	0	0
津市	0	12.5	2.5	0	2.9
松阪市	85.0	100	87.5	80.6	84.6
多気町	—	100	100	0	50.0
明和町	100	50.0	100	0	33.3
大台町	—	100	100	0	50.0
伊勢市	14.3	0	8.0	0	4.8
鳥羽市	100	—	87.5	100	93.8
志摩市	100	0	83.3	100	89.5
玉城町	—	100	100	100	100
南伊勢町	—	—	100	0	57.1
大紀町	—	—	0	0	0
度会町	—	—	0	100	25.0
伊賀市	0	0	0	0	0
名張市	0	0	5.0	0	2.4
尾鷲市	—	100	100	0	54.5
紀北町	100	—	42.9	0	25.0
熊野市	0	100	100	25.0	53.3
御浜町	—	100	—	0	33.3
紀宝町	100	—	100	0	54.5
三重県	21.90%	20.22%	22.87%	14.49%	19.30%

令和5年3月末時点

フッ化物洗口実施状況年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54	66	91	101	107	121	129	142	159	178	173	170	176
実施人数(人)	55	135	229	913	1,461	1,568	1,727	1,906	2,260	3,349	3,888	4,296	4,330	4,752	5,205	5,738	6,743	6,623	6,831	7,559



10 健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、市町、指導区分

	総数	40歳	50歳	60歳	70歳	要精検者	要指導者	異常認めず
全国	352,991	80,645	90,933	82,352	99,061	234,796	81,298	36,785
三重県	8,762	1,718	2,175	2,190	2,679	5,944	1,756	1,062
桑名市	124	11	5	2	6	56	50	18
いなべ市	264	44	57	64	99	172	60	32
木曽岬町	35	6	9	9	11	24	9	2
東員町	191	46	34	43	68	108	50	33
四日市市	1,214	209	300	293	412	698	350	166
菰野町	180	35	47	49	49	147	22	11
朝日町	90	30	28	14	18	25	46	19
川越町	77	14	23	16	24	42	21	14
鈴鹿市	1,481	287	453	331	410	1,162	181	138
亀山市	236	66	66	54	50	139	61	36
津市	1,927	319	455	517	636	1,317	458	152
松阪市	190	51	19	56	64	136	38	16
多気町	98	12	24	35	27	28	33	37
明和町	17	5	4	1	7	6	7	4
大台町	8	2	1	1	4	3	5	-
伊勢市	808	136	202	234	236	536	96	176
鳥羽市	39	17	9	13	-	32	7	-
志摩市	-	-	-	-	-	-	-	-
玉城町	22	3	4	5	10	13	4	5
南伊勢町	18	1	2	8	7	15	1	2
大紀町	1	-	-	-	1	-	1	-
度会町	5	2	-	1	2	5	-	-
伊賀市	642	132	158	163	189	552	15	75
名張市	660	128	159	160	213	537	89	34
尾鷲市	114	10	41	32	31	40	45	29
紀北町	200	24	52	51	73	77	70	53
熊野市	79	14	11	29	25	49	26	4
御浜町	5	3	2	-	-	2	1	2
紀宝町	37	11	10	9	7	23	10	4

令和3年度 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

歯周疾患検診実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
受診者数	684	1,500	1,527	1,526	1,714	2,745	3,259	3,944	5,077	4,983	6,423	6,445	6,846	8,435	8,483	8,878	8,713	8,762
実施市町数	10	10	10	9	8	12	13	15	18	18	21	20	22	24	25	25	28	28

健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、都道府県、指導区分

	総数	40歳	50歳	60歳	70歳	要精検者	要指導者	異常認めず
全国	352,991	80,645	90,933	82,352	99,061	234,796	81,298	36,785
北海道	6,990	1,642	1,644	1,691	2,013	3,653	2,254	1,079
青森県	6,582	1,409	1,553	1,715	1,905	4,242	1,670	670
岩手県	5,488	1,157	1,177	1,420	1,734	3,476	1,233	764
宮城県	10,878	2,072	2,487	2,638	3,681	8,273	1,750	855
秋田県	4,605	842	973	1,085	1,705	3,227	809	569
山形県	1,781	419	338	417	607	1,057	494	222
福島県	1,910	838	290	380	402	1,196	394	313
茨城県	5,908	1,432	1,563	1,281	1,632	3,982	1,156	770
栃木県	4,919	943	1,045	981	1,950	3,129	1,178	611
群馬県	3,422	670	828	762	1,162	2,188	816	379
埼玉県	9,572	2,860	2,346	2,116	2,250	6,002	2,305	1,259
千葉県	14,850	3,637	4,159	3,291	3,763	9,479	3,629	1,740
東京都	55,395	14,778	16,075	12,643	11,899	33,522	15,548	6,324
神奈川県	13,770	2,979	3,398	3,109	4,284	9,555	2,269	1,946
新潟県	10,534	2,322	2,804	2,225	3,183	7,316	2,419	799
富山県	2,530	446	645	608	831	1,775	441	314
石川県	2,978	659	744	682	893	2,040	603	335
福井県	2,731	556	726	647	802	2,014	396	321
山梨県	2,529	465	572	693	799	2,278	122	129
長野県	9,579	1,699	2,277	2,514	3,089	6,617	1,768	1,194
岐阜県	7,652	1,392	1,964	1,925	2,371	5,296	1,625	731
静岡県	10,082	2,776	2,463	2,166	2,677	6,225	2,640	1,217
愛知県	39,497	8,849	10,873	9,156	10,619	27,544	9,393	2,560
三重県	8,762	1,718	2,175	2,190	2,679	5,944	1,756	1,062
滋賀県	1,084	448	245	204	187	600	338	146
京都府	1,918	463	584	487	384	1,308	431	178
大阪府	17,309	3,357	5,044	3,860	5,048	12,285	3,271	1,751
兵庫県	17,884	3,800	5,345	5,046	3,693	11,351	4,631	1,895
奈良県	2,542	451	597	618	876	1,845	520	177
和歌山県	3,031	535	747	727	1,022	2,623	215	193
鳥取県	1,232	342	289	275	326	860	258	106
島根県	2,278	530	570	577	601	1,694	439	145
岡山県	1,421	209	290	332	590	726	465	230
広島県	14,414	3,196	3,586	2,992	4,640	10,057	3,448	909
山口県	1,650	419	530	359	342	982	489	179
徳島県	1,445	235	264	370	576	759	491	195
香川県	6,823	1,366	1,611	1,477	2,369	4,362	1,830	631
愛媛県	5,755	1,519	1,505	1,361	1,370	4,237	1,144	374
高知県	1,414	375	473	232	334	1,060	261	93
福岡県	10,158	2,515	1,817	2,400	3,426	7,152	2,024	982
佐賀県	1,053	257	246	193	357	627	300	126
長崎県	2,586	502	626	676	782	1,724	632	230
熊本県	2,613	588	506	670	849	1,658	613	331
大分県	1,647	321	410	473	443	951	456	240
宮崎県	2,676	610	582	608	876	2,015	427	234
鹿児島県	7,992	1,758	1,667	1,832	2,735	5,435	1,473	1,084
沖縄県	1,122	289	280	248	305	455	474	193

令和3年度 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

11 三重県及び市町歯科保健技術職員配置状況

保健所	市町名	管轄人口	常勤職員数(人)		非常勤職員数(人)	
			歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
桑名	桑名市	136,566		1		
	いなべ市	44,295				
	木曾岬町	5,809				
	東員町	25,781				
	菰野町	40,193				
	朝日町	11,167				
	川越町	15,473				
	小計	279,284	0	1	0	0
四日市	四日市市	302,759		1	1	
	小計	302,759	0	1	1	0
鈴鹿	鈴鹿市	192,588				
	亀山市	49,692				1
	小計	242,280	0	0	0	1
津	津市	270,414		1		
	小計	270,414	0	1	0	0
松阪	松阪市	155,485		1		
	多気町	13,565				
	明和町	22,224				
	大台町	8,195				
	小計	199,469	0	1	0	0
伊勢	伊勢市	119,721		1		1
	鳥羽市	16,625				
	志摩市	43,493		1		
	玉城町	14,770				
	南伊勢町	10,067				
	大紀町	7,215				
	度会町	7,592				
	小計	219,483	0	2	0	1
伊賀	伊賀市	85,459				1
	名張市	74,658				
	小計	160,117	0	0	0	1
尾鷲	尾鷲市	15,213				
	紀北町	13,700				
	小計	28,913	0	0	0	0
熊野	熊野市	15,101				
	御浜町	7,781				
	紀宝町	9,995		1		
	小計	32,877	0	1	0	0
市町計			0	7	1	3
三重県			2	1	0	1
合計		1,735,596	2	8	1	4

令和5年3月末現在

出典 管轄人口：三重の統計情報(みえData Box)人口・世帯の動き
人口調査結果(三重県の人口(市町別推計人口))

12 歯科医療従事者状況

保健所	市町名	人口(人)	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技工士 (人)	人口10万対 歯科医師数 (人)	人口10万対 歯科衛生士数 (人)	人口10万対 歯科技工士数 (人)
桑名	桑名市	138,613	100	186	41	72.1	134.2	29.6
	いなべ市	44,973	17	30	9	37.8	66.7	20.0
	木曽岬町	6,023	2	5	0	33.2	83.0	0
	東員町	25,784	12	44	5	46.5	170.6	19.4
	菰野町	40,559	16	45	11	39.4	110.9	27.1
	朝日町	11,021	4	7	1	36.3	63.5	9.1
	川越町	15,123	7	10	1	46.3	66.1	6.6
	小計	282,096	158	327	68	56.0	115.9	24.1
四日市	四日市市	305,424	208	356	74	68.1	116.6	24.2
	小計	305,424	208	356	74	68.1	116.6	24.2
鈴鹿	鈴鹿市	195,670	107	203	55	54.7	103.7	28.1
	亀山市	49,835	21	38	9	42.1	76.3	18.1
	小計	245,505	128	241	64	52.1	98.2	26.1
津	津市	274,537	221	400	87	80.5	145.7	31.7
	小計	274,537	221	400	87	80.5	145.7	31.7
松阪	松阪市	159,145	118	239	61	74.1	150.2	38.3
	多気町	14,021	11	28	3	78.5	199.7	21.4
	明和町	22,445	9	30	3	40.1	133.7	13.4
	大台町	8,668	4	12	1	46.1	138.4	11.5
	小計	204,279	142	309	68	69.5	151.3	33.3
伊勢	伊勢市	122,765	117	237	41	95.3	193.1	33.4
	鳥羽市	17,525	12	10	7	68.5	57.1	39.9
	志摩市	46,057	37	65	13	80.3	141.1	28.2
	玉城町	15,041	7	14	10	46.5	93.1	66.5
	南伊勢町	10,989	6	5	0	54.6	45.5	0
	大紀町	7,815	1	0	1	12.8	0	12.8
	度会町	7,847	3	8	2	38.2	101.9	25.5
	小計	228,039	183	339	74	80.2	148.7	32.5
伊賀	伊賀市	88,766	42	83	13	47.3	93.5	14.6
	名張市	76,387	54	86	27	70.7	112.6	35.3
	小計	165,153	96	169	40	58.1	102.3	24.2
尾鷲	尾鷲市	16,252	9	8	1	55.4	49.2	6.2
	紀北町	14,604	11	17	6	75.3	116.4	41.1
	小計	30,856	20	25	7	64.8	81.0	22.7
熊野	熊野市	15,965	13	14	9	81.4	87.7	56.4
	御浜町	8,079	5	4	2	61.9	49.5	24.8
	紀宝町	10,321	6	4	3	58.1	38.8	29.1
	小計	34,365	24	22	14	69.8	64.0	40.7
三重県		1,770,254	1,180	2,188	496	66.7	123.6	28.0

人口：総務省統計局「令和2年国勢調査人口等基本集計」

歯科医師：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

歯科衛生士、歯科技工士：三重県「令和2年度医療従事者届」

Ⅱ 市町の歯科保健の状況

1 各市町の歯の健康指標設定状況

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
桑名市	むし歯のない3歳児の割合(3歳児健康診査)	3歳	86.40%	H30	90.71%	R4	増加 R6
	桑名市歯周病検診者の増加	40・50・ 60・70歳	126人	H30	138	R4	増加 R6
	自分の歯が20本以上ある人(80歳以上)の増加 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	男性	48.00%	H30	51.8%	R4	増加 R6
		女性	47.50%	H30	50.3%	R4	増加 R6
いなべ市	1歳6か月児健康診査時における1人あたりの平均う歯本数の減少		0.009本	R4	0.003本	R5	減少 R5
	3歳6か月児健康診査児における1人あたりの平均う歯本数の減少		0.310本	R4	0.196本	R5	減少 R5
	幼児歯科定期健診及びフッ素塗布受診者の増加		651人	R4	624人	R5	増加 R5
木曾岬町	3歳児健診でむし歯のない幼児の割合		81.60%	H27	93.3%	R4	85%以上 R8
	学齢期における歯肉に炎症所見を有する児童・生徒の割合		17.90%	H28	—	—	10%未満 R8
	歯肉に炎症を有する人の割合(20～24歳)		35.70%	H28	—	—	25%未満 R8
	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合(20歳以上)		35.90%	H28	—	—	50%以上 R8
	未処置歯を有する人の割合(35～44歳)		13.80%	H28	—	—	10%未満 R8
	未処置歯を有する人の割合(55～64歳)		16.20%	H28	—	—	10%未満 R8
	喪失歯のない人の割合(35～44歳)		69.30%	H28	—	—	71%以上 R8
	喪失歯のない人の割合(55～64歳)		62.90%	H28	—	—	70%以上 R8
	歯間部清掃用器具を使用する人の割合		33.60%	H28	—	—	46%以上 R8
東員町	妊婦歯科検診受診率		40%	R3	38.5%	R4	40% R5
	歯周病検診受診率		12%	R4	9.29%	R4	12% R5
四日市市	3歳児健康診査でむし歯のない幼児の割合		85%	H27	90.1%	R4	90% —
菰野町	かかりつけ歯科医師のいる割合(アンケート)		77.20%	H29	76.90%	R3	86.70% R9
	奥歯で噛み締められない人の割合(アンケート)		25.00%	H29	18.80%	R3	25.00% R9
	8020運動の認知度(アンケート)		47.00%	H29	53.60%	R3	57.30% R9
	12歳1人平均う歯数(三重の歯科保健)		1.22%	H28	0.89%	R3	1.0%未満 R9
	歯科検診を受けている妊婦の割合		16.60%	H28	33.20%	R4	25.00% R9
	仕上げみがきをしている保護者の割合(1歳6か月児健診)		92.50%	H28	97.90%	R4	95.00% R9
	かかりつけ歯科医がある児の割合(3歳6か月児健診)		33.10%	H28	50.60%	R4	45.00% R9
	歯みがきを実施している園の数		2園/9園	H28	2園/9園	R3	全園 R9
	フッ化物洗口を実施している幼稚園・保育園数		1園/9園	H28	2園/9園	R4	6園/8園 R9
	6歳児のう歯有病率(処置完了者を含む)		62.80%	H28	40.45%	R4	50.00% R9
朝日町	定期的に歯科検診を受診する成人を増やす		38.2%	H30	38.2%	H30	65% R5
	8020運動について知っている人を増やす		64.2%	H30	64.2%	H30	75% R5
	歯周病について内容を知っている人を増やす		71.4%	H30	71.4%	H30	90% R5
川越町	3歳児 う歯有病率		13.42%	H29	9.9%	R4	13.42% 以下 —
鈴鹿市	定期健診を受けている人		42.7%	H22	44.2%	H30	51.1% R5
	かかりつけ歯科医がいる人		65.7%	H22	72.3%	H30	75.9% R5
	う歯(むし歯)のない幼児(3歳)		71.9%	H22	86.8%	R3	90.6% R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
亀山市	歯周病検診受診率(30歳・40歳)	12%	H27	10.50%	R4	15%	R4
津市	8020運動を知っている人の割合(津市第3次健康づくり計画)	56.7%	H27	59.4%	R4	70.0%	R4
	60歳代で自分の歯が24本以上ある人の割合(津市第3次健康づくり計画)	30.0%	H27	60.4%	R4	45.0%	R4
	むし歯のない子どもの割合(3歳児)(津市第3次健康づくり計画)	78.6%	H27	90.1%	R4	85.0%	R4
	むし歯のない子どもの割合(12歳児)(津市第3次健康づくり計画)	53.0%	H27	71.3%	R4	60.0%	R4
	歯磨きを1日2回以上する人の割合(津市第3次健康づくり計画)	76.7%	H27	79.0%	R4	92.0%	R4
	歯周病検診受診率(津市第3次健康づくり計画)	12.3%	H27	14.2%	R4	18.0%	R4
	妊婦歯科健診受診率(津市第3次健康づくり計画)	43.7%	H27	54.8%	R4	50.0%	R4
松阪市	3歳児のむし歯のない幼児の割合	81%	H26	90.4%	R4	90%	R5
	保護者が仕上げみがきを毎日実施している割合	87.8%	H26	92.1%	R4	95%	R5
	3回以上の間食の習慣がある幼児の割合	7.7%	H26	7.1%	R4	5%	R5
	家庭でフッ化物配合スプレーやジェルを使用する幼児の割合	34%	H26	57.6%	R4	60%	R5
	フッ化物歯面塗布を受ける幼児の割合	31.2%	H26	31.3%	R4	40%	R5
	昼食後に歯みがきに取り組んでいる保育園	31園	H26	33園	R4	35園 100%	R5
	昼食後に歯みがきに取り組んでいる幼稚園	19園	H26	18園	R4	18園 100%	R5
	フッ化物洗口を実施している保育園	6園	H26	35園	R4	35園 100%	R5
	フッ化物洗口を実施している幼稚園	0園	H26	15園	R4	18園 100%	R5
	6歳児のむし歯がない人の割合	44.5%	H26	64.9%	R4	60.0%	R5
	12歳児のむし歯がない人の割合	55%	H26	66.9%	R4	80.0%	R5
	歯肉炎を有する小学生の割合	4.6%	H26	3.8%	R4	3.0%	R5
	歯肉炎を有する中学生の割合	6.2%	H26	4.0%	R4	3.0%	R5
	昼食後に歯みがきに取り組んでいる小学校	28校	H26	15校	R4	36校 (100%)	R5
	昼食後に歯みがきに取り組んでいる中学校	3校	H26	1校	R4	5校 41.7%	R5
	フッ化物洗口を実施している小学校	0校	H26	30校	R4	36校 (100%)	R5
	フッ化物洗口を実施している中学校	0校	H26	0校	R4	5校 41.7%	R5
	就寝前歯をみがく生徒の割合	79.1%	H26	81.3%	R4	90%	R5
	市の歯周病検診を受けている割合	5.2%	H26	211人 (3.4%)	R4	10%	R5
	妊婦歯科健康診査を受けている割合	31.3%	H26	400人 (42.4%)	R4	40%	R5
	定期的に歯科健診を受けている人の割合(20歳以上)	48.1%	H26	56.2%	R4	60%	R5
	定期的に歯科健診を受けている人の割合(60歳代)	52.4%	H26	57.2%	R4	60%	R5
	歯間部清掃用具を使用している人の割合(20歳以上)	47.4%	H26	55.5%	R4	55%	R5
	歯間部清掃用具を使用している人の割合(60歳代)	55.2%	H26	58.1%	R4	60%	R5
	フッ化物洗口を知っている人の割合	20.9%	H26	24.2%	R4	40%	R5
	8020運動を知っている人の割合(20歳以上)	56.9%	H26	55.4%	R4	70%	R5
	8020運動を知っている人の割合(60歳代)	56.6%	H26	59.6%	R4	70%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合(糖尿病:20歳以上)	35.9%	H26	42.5%	R4	50%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合(糖尿病:60歳代)	40.8%	H26	44.9%	R4	50%	R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
松阪市	歯周病の全身への影響について知っている人の割合(肺炎:20歳以上)	21.1%	H26	24.0%	R4	50%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合(肺炎:60歳代)	23.3%	H26	22.3%	R4	50%	R5
	60歳以上で20本以上の自分の歯を有する人の割合	62.7%	H26	72.9%	R4	70%	R5
	みえ歯一とネットに参加している歯科医療機関数	10か所	H26	6か所	R4	15か所	R5
	定期的な歯科検診を実施している障がい者入所施設数	2か所	H26	2か所	R4	3か所	R5
	口腔機能向上サービスを実施している介護予防通所系事業所数	8か所	H26	14施設 (15.9%)	R4	増加	R5
多気町	むし歯のない1歳6か月児の増加	97.10%	H30	100%	R4	100%	R6
	むし歯のない3歳6か月児の増加	84.90%	H30	91.80%	R4	90%	R6
	仕上げ磨きをしている親の増加	83.50%	H30	97.60%	R4	90%	R6
	フッ化物歯面塗布を実施している(フッ化物の利用をしている)幼児の割合	70.10%	H30	75.30%	R4	75%	R6
	フッ化物洗口をしている保育園の数	6(全数)	H30	5(全数)	R4	(全数)	R6
	昼食後に歯みがきに取り組んでいる保育園の数	6(全数)	H30	5(全数)	R4	(全数)	R6
	むし歯のない小学生の増加	49.80%	H31	54.10%	R4	60%	R6
	むし歯のない中学生の増加	60.70%	H31	77.40%	R4	65%	R6
	歯肉炎を有する小学生の割合	1.00%	H31	2.20%	R4	1%未満	R6
	歯肉炎を有する中学生の割合	8%	H31	3.60%	R4	5%未満	R6
	昼食後に歯磨きに取り組んでいる小学校の数	5(全数)	H30	5(全数)	R4	(全数)	R6
	昼食後に歯磨きに取り組んでいる中学校の数	2(全数)	H31	2(全数)	R4	(全数)	R6
	よく噛んで食べることを指導している学校の数	7(全数)	H31	7(全数)	R4	(全数)	R6
	歯磨きを1日3回以上する人の増加	23.10%	H30			35%	R6
	60-64歳で自分の歯が24本以上ある人の増加	59.20%	H30			75%	R6
	歯ぐきをはれたり、歯磨きの時に出血する人の減少	48.50%	H30			40%	R6
	妊婦歯科健診を受ける人の増加	33.30%	H30	45.90%	R3	50%	R6
	歯周病検診を受ける人の増加	9.60%	H30	14.50%	R4	20%	R6
	かかりつけ歯科医がある人の増加	86.70%	H30			90%	R6
	8020運動を知っている人の増加	51.40%	H30			60%	R6
	歯周病の全身への影響を知っている人の増加	60.20%	H30			70%	R6
	後期高齢者歯科健診を受ける人の割合	14.70%	H30	16.49%	R4	25%	R6
地域ケア会議の回数	17回	H30	21回	R4	15回以上	R6	
明和町	むし歯のない1歳半児の増加	99.4%	H24	99.49%	R4	99.5%以上	R5
	むし歯のない3歳半児の増加	74.4%	H24	90.59%	R4	85%以上	R5
	むし歯のない小学生、中学生の増加	31.2%	H24	66.9%	R4	50%以上	R5
	12歳児1人平均むし歯数	0.71本	H24	0.48本	R4	0.3本以下	R5
	歯周病検診の受診者の増加	60人	H24	254人	R4	270人以上	R5
	昼食後の歯磨きに取り組んでいる学校の割合	—	—	43%	R4	100%	R5
	フッ化物塗布を受ける幼児の割合	54.7%	H24	59.00%	R4	98%以上	R5
	フッ化物応用を実施している施設数	8か所	H24	10か所	R4	増加	R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
明和町	自分の歯を有する人の増加(60歳代で24歯以上)	—	—	—	—	83%以上	R5
	自分の歯を有する人の増加(80歳代で24歯以上)	—	—	—	—	40%以上	R5
	学齢期における歯肉に炎症所見を有する割合(小学生)	7.8%	H24	0.55%	R4	1.9%	R5
	かかりつけ歯科医がいる人の増加(5歳児のみ)	—	—	82.45%	R4	82%以上	R5
大台町	むし歯のない1歳6か月児の割合	100%	R2	100%	R4	維持	R7
	むし歯のない3歳6か月児の割合	92.6%	R2	87.5%	R4	95.0%	R7
	12歳児一人平均う歯数	0.4%	R2	0.3%	R4	減少	R7
	1日2回歯磨きしている人の割合	71.2%	R1	71.2%	R1	75.0%	R7
	80歳で20本以上自分の歯のある人の割合	27.0%	R1	27.0%	R1	50.0%	R7
	定期的に歯科医院を受診している人の割合	38.0%	R1	38.0%	R1	50.0%	R7
	保護者が仕上げ磨きを毎日実施している割合	87.0%	R1	91.7%	R4	95.0%	R7
	2歳児・2歳6か月児・3歳児歯科健診の受診率	31.3%	R1	20.2%	R4	50.0%	R7
	哺乳瓶にジュースを入れて飲ませない人の割合	74.0%	R1	77.10%	R4	95.0%	R7
	中学1年生の虫歯がない人の割合	92.5%	R1	75.00%	R4	95.0%	R7
	フッ化物洗口に向けて取り組む小学校	0校	R1	0校	R4	4校	R7
	町の歯周疾患検診を受けている人の割合	2.1%	R1	1.68%	R4	5.0%	R7
	妊婦等歯科健診を受けている人の割合	27.9%	R1	26.7%	R4	35.0%	R7
	8020運動を知っている人の割合	56.6%	R1	56.6%	R1	70.0%	R7
	後期高齢者歯科健診受診率	15.9%	R1	15.5%	R4	20.0%	R7
	口腔機能向上サービスを実施している介護サービス事業所の割合	100%	R1	100%	R4	維持	R7
障がい者(児)サービス事業所における、歯科保健事業による支援の実施	0か所	R1	1か所	R4	増加	R7	
伊勢市	自分の歯を多く有する人(60歳:24本以上)の増加	74.18%	H26	83.6%	R4	85.00%	R7
	むし歯のない子どもの増加(3歳児)	77.20%	H26	86.9%	R4	90.00%	R7
鳥羽市	1日3回以上間食をする幼児(1歳6か月児)の割合	8.6%	H30	2.9%	R4	減少	R6
	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	76.5%	H30	87.5%	R4	三重県の 平均値	R6
	仕上げ磨きを毎日する人の割合	90.7%	H30	94.4%	R4	増加	R6
	おやつを与える回数を決めていない幼児(3歳児)の割合	34.0%	H30	34.7%	R4	減少	R6
	むし歯のない幼児(5歳児)の割合	49.0%	H30	60.5%	R4	増加	R6
	1日2回以上歯みがきをする人の割合	69.8%	H30	69.8%	H30	増加	R6
	歯間清掃用具を使用する人の割合	47.9%	H30	47.9%	H30	増加	R6
	定期的に歯科健診を受ける人の割合	41.5%	H30	41.5%	H30	増加	R6
	食事を噛んで食べるとき、なんでも噛んで食べられる人の割合	70.9%	H30	70.9%	H30	三重県の 平均値	R6
	8020運動を知っている人の割合	51.8%	H30	51.8%	H30	増加	R6
	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	74.8%	H30	74.8%	H30	増加	R6
	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導をうけたことがある人の割合	58.4%	H30	58.4%	H30	増加	R6
志摩市	むし歯のない幼児の割合(3歳児)	81.02%	H29	89.78%	R4	90.00%	R5
	むし歯のない児童の割合(12歳児)	58.59%	H29	68.31%	R4	78.40%	R5
	2歳児歯科教室に参加する人の割合	80.63%	H29	74.01%	R4	85.00%	R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
志摩市	2歳6か月児歯科教室に参加する人の割合	77.22%	H29	71.36%	R4	80.00%	R5
	午後9時までに就寝する幼児の割合(3歳児健診受診者)	52.38%	H29	53.78%	R4	増加	R5
	おやつを与える回数を決めていない幼児の割合(3歳児健診受診者)	31.14%	H29	21.43%	R4	減少	R5
	フッ化物洗口を実施している施設(保育所・幼稚園)の割合	93.75%	H29	83.33%	R4	100%	R5
	施設(保育所・幼稚園)でフッ化物洗口を実施した幼児の割合	77.80%	H29	75.81%	R4	80.00%	R5
	歯や口の困りごとのない人の割合(2歳6か月児歯科教室参加の保護者)	35.16%	H29	45.52%	R4	増加	R5
	歯周疾患で受診した人の割合(40～44歳国民健康保険加入)	49.30%	H29	—	—	減少	R5
	歯周疾患で受診した人の割合(60～64歳国民健康保険加入)	72.89%	H29	—	—	減少	R5
	8020運動を知っている人の割合(2歳6か月児歯科教室参加の保護者)	46.7%	H29	51.72%	R4	55.00%	R5
	8020運動を知っている人の割合(健康意識調査 2018年度)	43.5%	H29	—	—	55.00%	R5
	歯間清掃具を利用する人の割合(2歳6か月児歯科教室参加の保護者)	35.71%	H29	56.55%	R4	50.00%	R5
	歯間清掃具を利用する人の割合(健康意識調査 2018年度)	42.3%	H29	—	—	50.00%	R5
	定期的に歯科健診を受ける人の割合	41.98%	H29	—	—	65.00%	R5
玉城町	むし歯のない子どもの割合(3歳児)	85.1%	R1	85.5%	R4	95%	R12
	むし歯のない子どもの割合(12歳児)	51.6%	R1	69.9%	R4	60%	R12
	一人平均う歯数(3歳児)	0.45本	R1	0.39本	R4	0.1本	R12
	一人平均う歯数(12歳児)	1.37本	R1	0.63%	R4	1.19本	R12
	歯っぴい教室参加率	44.1%	R1	43.4%	R4	50%	R12
	なんでも噛める人の割合(男性)	73.5%	R1	70.7%	R3	80%	R12
	なんでも噛める人の割合(女性)	81.2%	R1	79.5%	R3	85%	R12
	妊婦歯科健診受診率	40.9%	R1	39.1%	R4	44%	R12
	ハタチの歯科健診受診率	12.8%	R1	15.4%	R4	15%	R12
	歯周病検診受診率	1.6%	R1	2.4%	R4	3%	R12
南伊勢町	1歳6か月児のむし歯経験者率の低下	3%	R2	0%	R3	維持	R5
	3歳6か月児のむし歯経験者率の低下	15%	R2	9%	R3	低下	R5
	1歳6か月児の一人平均むし歯数の減少	0.06本	R2	0本	R3	減少	R5
	3歳6か月児の一人平均むし歯数の減少	0.46本	R2	0.05本	R3	0.5本以下	R6
	フッ化物塗布を受けたことのある子どもの増加	59%	R3	59%	R3	70%以上	R6
	毎日仕上げみがきをしてもらう子どもの増加	77%	R3	77%	R3	80%以上	R6
大紀町	1歳6か月児健診でう歯のない子どもの割合	97.5%	H29	100%	R4	100%	R5
	3歳6か月児健診でう歯のない子どもの割合	83.0%	H29	77.8%	R4	90.0%	R5
	12歳児一人平均う歯数	0.84本	H29	0.80本	R3	0.80本	R5
	成人の歯と口の健康について啓発回数	3回	H29	3回	R4	増加	R5
度会町	歯に不都合がなくても歯の定期健診を受ける人の割合	22.00%	H24	32.61%	R4	40%	R5
	3歳児におけるむし歯のある児の割合	33.60%	H24	4.54%	R4	30%	R5
	1日2回以上、歯磨きをする人の割合	73.70%	H24	79.41%	R4	増加	R5
	一人平均う歯数の減少(3歳児)	0.57本	R3	0.18本	R4	減少	R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
伊賀市	歯周病疾患健診受診率	—	—	12.38%	R4	15%	R5
	むし歯のない幼児の割合(3歳児)	—	—	88.2%	R4	90.0%	R5
名張市	むし歯のない幼児の割合(3歳6か月児健診の統計)	80%	H27	89.30%	R4	90%	R5
	むし歯のない12歳児の割合(学校保健の統計)	65%	H27	72%	R4	78%	R5
	歯周病疾患健診受診率(名張市歯周病疾患健診の統計)	15.10%	H27	15.10%	R4	18%	R5
	妊婦歯科健診受診率(名張市妊婦歯科健診の統計)	16.70%	H27	36.32%	R4	40%	R5
	後期高齢者歯科健診受診率(75歳・80歳)	17%	H27	19.93%	R4	25%	R5
尾鷲市	歯科健診を受けていない(成人)	59.5%	H30	59.5%	H30	35%	R5
	1日2回以上歯磨きをする(成人)	73.3%	H30	73.3%	H30	97.4%	R5
	現在、虫歯がある(成人)	25.5%	H30	25.5%	H30	17.8%	R5
	歯周病の症状がある	43.7%	H30	43.7%	H30	30.0%	R5
	3歳児歯科健診での虫歯の本数	1.31本	H29	0.58本	R2	0.58本	R5
	3歳児の歯科医院での歯科健診受診率	41.5%	H29	44.3%	R2	54%	R5
	3歳児の保護者の仕上げみがき(毎日)の実施率	91.5%	H29	97.9%	R2	100%	R5
	12歳児1人平均虫歯数	1.87本	H29	0.42本	R1	0.96本	R5
	歯周病健診受診率	9.9%	H29	9.9%	H29	12.8%	R5
	65歳以上で20本以上歯を有する人の割合(男性)	44.8%	H30	44.8%	H30	58.7%	R5
	65歳以上で20本以上歯を有する人の割合(女性)	47.9%	H30	47.9%	H30	62.2%	R5
紀北町	3歳児のむし歯本数を減らす	2.56本	H19	0.62本	R3	0.5本	R3
	3歳児で年2回以上フッ素塗布を受ける子の割合の増加	51%	H19	54%	R3	60%	R3
	3歳児で仕上げみがきを毎日している子の割合の増加	67%	H19	90%	R3	90%	R3
	2歳6か月児歯科健診受診率の増加	93%	H24	97.9%	R3	90%	R3
	3歳児のむし歯のない子の割合	84%	H28	88.50%	R3	85%	R3
熊野市	むし歯のない子どもの割合(1歳6か月児)	100%	H23	100%	R4	100%	—
	むし歯のない子どもの割合(3歳児)	76%	H23	79.2%	R4	90%	R9
	歯周病健診受診率(40・50・60・70歳)	5.8%	H28	15%	R4	20%	R9
御浜町	3歳児1人平均歯数	0.6本	H31	0.02本	R4	1本以下	R9
	3歳児う蝕有割合	23.10%	H31	2.38%	R4	10.00%	R9
	よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(1歳半)	50%	H31	50%	R4	30.00%	R9
	よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(3歳)	57.1%	H31	57.14%	R4	30.00%	R9
紀宝町	定期的に歯科健診を受ける成人の割合	29.10%	H29	29.23%	R4	50.0%	R5
	歯間部清掃用具を使用する成人の割合	53.60%	R2	56.41%	R4	55.0%	R5
	かかりつけ歯科医を持つ成人の割合	73.40%	R2	70.26%	R4	80.0%	R5
	歯みがき指導を受けたことがある成人の割合	67.00%	R2	55.38%	R4	70.0%	R5
	マタニティ歯科健診を受ける者の割合	30.00%	H27	31.40%	R4	45.0%	R5
	フッ化物歯面塗布を受ける小中学生の割合	26.10%	H27	14.10%	R4	35.0%	R5

2 各市町の歯科保健事業実施状況（令和4年度）

市町名	乳幼児												
	1歳6か月児歯科健康診査				3歳児歯科健康診査				その他歯科健康診査			対象	
	集団	個別	フッ化物歯面塗布	直営・委託	集団	個別	フッ化物歯面塗布	直営・委託	集団	個別	フッ化物歯面塗布		直営・委託
桑名市	○			直営	○			直営		○	○	委託	2歳児
いなべ市	○			直営	○			直営		○	○	委託	1歳～3歳児
木曾岬町	○			直営	○			直営		○	○	委託	1歳4ヶ月児～3歳4ヶ月児を対象に医療機関に委託し、個別フッ素塗布を実施。
東員町	○			直営	○			直営		○	○	委託	1歳6か月～3歳になる前日まで
四日市市	○			直営	○			直営		○	○	委託	2歳6か月～3歳6か月児
菰野町	○			直営	○			直営	○		○	直営	2歳6か月～2歳8か月児
朝日町	○			直営	○			直営	○		○	直営	2歳児
川越町	○			直営	○			直営	○			直営	2歳半頃の幼児と保護者、保育所・幼稚園
鈴鹿市	○			直営	○			直営					
亀山市	○			直営	○			直営					
津市	○			直営	○			直営		○		委託	住民登録があり、1歳6か月児健康診査の結果で、次のいずれかの項目に該当する2歳児。(1)乳歯がある (2)歯の汚れが「多い」(3)仕上げみがきを毎日していない
松阪市	○			直営	○			直営					
多気町	○			直営	○			直営	○			直営	保育園歯科健康診査
明和町	○			直営	○			直営		○	○	委託	2歳6か月～3歳児まで
大台町	○			直営	○			直営		○	○	委託	2歳児・2歳6か月児・3歳児
伊勢市	○			直営	○			直営	○		○	直営	2歳6か月児、3歳児
鳥羽市	○		○	直営	○			直営	○		○	直営	2歳児・3歳児フッ素塗布：2歳0～1か月児・3歳0～1か月児 2歳児歯科検診：2歳6～7か月児
志摩市	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営	2歳児、2歳6か月児
玉城町	○			直営	○			直営	○		○	直営	2歳2～4か月児
南伊勢町	○			直営	○			直営		○	○	委託	1歳～3歳までの乳幼児
大紀町	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営	2歳6か月児
度会町	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営	2歳0か月～2歳3か月児
伊賀市	○			直営	○			直営					
名張市	○			直営	○			直営					
尾鷲市	○			直営	○			直営		○		委託	1歳6か月児、2歳児に歯科健診・フッ素塗布受診券の配布
紀北町	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営	2歳6か月～2歳8か月児
熊野市	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営・委託	保育園所入所児、2歳6か月児（歯科健診と塗布）
御浜町	○		○	直営	○		○	直営	○	○	○	直営・委託	(直)1歳10か月～2歳7か月児 (委)3歳6か月～4歳6か月児
紀宝町	○		○	直営	○		○	直営	○		○	直営	1歳2か月児歯科健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診
合計	29	8			29	7			24	20			

市町名	乳幼児									
	歯科保健相談					歯科保健教室				
	集団	個別	フッ化物 歯面 塗布	直営・ 委託	対象	集団	個別	フッ化物 歯面 塗布	直営・ 委託	対象
桑名市		○		直営	乳幼児とその保護者	○			直営	乳幼児とその保護者
いなべ市						○			直営	2歳児
木曾岬町	○			直営	9、10か月児と保護者	○			直営	こども園に入園している園児
東員町										
四日市市						○		○	直営	10か月～1歳3か月児(フッ素塗布なし) 2歳～2歳3か月児
菰野町		○		直営	1歳6か月児	○			直営	生後6か月児とその保護者 生後7か月～1歳5か月児とその保護者
朝日町						○			直営	2歳児、7・8か月児
川越町	○			直営	乳幼児と保護者	○			直営	乳幼児と保護者
鈴鹿市						○			直営	8～9か月児、1歳6か月～2歳0か月児未満
亀山市	○			直営	2歳6～8か月児					
津市		○		直営	乳幼児と保護者および妊婦	○			直営	地域サロン等の参加者
松阪市		○		直営	1歳児～就学前	○			直営	乳幼児全般、0歳児、1歳児
多気町						○			委託	4歳児、5歳児
明和町	○			直営	1歳6か月児、3歳6か月児	○			委託	町内保育所・幼稚園・こども園の4・5歳児
大台町						○			直営	5～8か月児、4歳児・5歳児
伊勢市						○			直営	保育所、認定こども園、幼稚園 4・5歳児
鳥羽市										
志摩市	○	○		直営	(集)7か月児 (個)就学までの乳幼児					
玉城町	○			直営	1歳6～8か月児、2歳2～4か月児、3歳4～6 か月児	○			直営	2歳2～4か月児、4歳児、5歳児
南伊勢町	○	○	○	直営・ 委託	(直)乳幼児 (委)1歳～3歳までの乳幼児					
大紀町		○		直営	6～8か月児(7か月児訪問時の歯科指導)					
度会町										
伊賀市	○			直営	1歳6か月～2歳児、3～4歳児					
名張市		○		直営	乳幼児と保護者	○			直営・ 委託	園児(一部直営もあり)、子育て広場
尾鷲市		○		直営	5か月～3歳児					
紀北町										
熊野市	○		○	直営	10か月児(相談・指導) 2歳児、3歳児、4歳児(相談・塗布)					
御浜町	○			直営	10か月児	○			直営	2か月～未就学児
紀宝町	○	○		直営	4か月、7～8か月(離乳食教室)、10か月、1歳2か 月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳6か月、子育て 支援センター	○			直営	保育所・幼稚園
合計	18	2				18	1			

市町名	児童生徒			
	小学校における歯科保健活動		中学校における学校歯科保健活動	
	実施	活動内容	実施	活動内容
桑名市				
いなべ市	○	食後の歯みがき、歯科指導(個別、学級での指導)、健康教育	○	個別歯科指導、保健だよりで広報
木曾岬町	○	4年生を対象に、歯科医による歯磨き指導を実施。(ここ数年は、コロナの影響で未実施。)		
東員町	○	食後の歯磨き(希望者のみ)、養護教諭による歯磨き指導	○	歯科健診後の歯科医の話を学校たよりに掲載。
四日市市				
菟野町	○	歯と口の健康週間事業(児童・生徒のよい歯のコンクール、図画ポスターコンクール)	○	歯と口の健康週間事業(児童・生徒のよい歯のコンクール、図画ポスターコンクール)
朝日町	○	歯科健診(定期健康診断)	○	歯科健診(定期健康診断)
川越町	○	歯科健診(定期健康診断)、学年に応じた歯科保健指導、歯科衛生ポスター製作	○	歯科健診(定期健康診断)、歯科衛生ポスター製作
鈴鹿市	○	よい歯の1次審査(各校優秀者の選出)、よい歯の図画・ポスターコンクール及び展示	○	よい歯の1次審査(各校優秀者の選出) よい歯の図画・ポスターコンクール及び展示
亀山市	○	歯科保健指導、昼食後の歯磨き	○	歯科保健指導
津市				
松阪市	○	歯科保健教室、フッ化物洗口、図画ポスターコンクール	○	歯科保健教室、図画ポスターコンクール
多気町	○	食後の歯磨き、歯科保健指導、保健だより・掲示物等による啓発	○	歯科保健指導、保健だより・掲示物等による啓発
明和町	○	歯科衛生士による歯とお口の健康教室、学校歯科医による歯科講話、昼食後の歯みがき(3/6校)実施、小学1・4年生にフッ化物配合歯みがき剤配布	○	学校歯科医による歯科講話
大台町	○	ブラッシング指導、給食後の歯磨き、「ほけんだより」での周知	○	ブラッシング指導、給食後の歯磨き、「ほけんだより」での周知
伊勢市	○	別表記載 ①	○	養護教諭を中心に歯みがき指導及び虫歯予防の指導をしている(3校)
鳥羽市	○	食後の歯磨き、歯科保健指導、健康教育(歯科保健に係る学習、よい歯のコンクール・ポスター)	○	歯科保健指導、健康教育(歯科保健に係る学習、よい歯のコンクール)
志摩市	○	別表記載 ②	○	別表記載 ③
玉城町	○	フッ化物洗口の実施、食後の歯磨き、歯と口の健康週間事業への取り組み		
南伊勢町				
大紀町	○	全校、食後に歯みがきを実施	○	全校、食後に歯みがきを実施
度会町	○	食後の歯みがき		
伊賀市	○	歯科保健指導		
名張市	○	食後の歯磨き、歯科健診、よい歯のコンクールへの取組、保健だよりでの啓発	○	歯科健診、よい歯のコンクールへの取組、保健だよりでの啓発
尾鷲市	○	歯科健診、歯と口の健康に関するポスターコンクール 保健給食委員会児童による歯みがき練習	○	歯科健診、歯と口の健康に関するポスターコンクール
紀北町				
熊野市	○	フッ化物洗口の実施、歯科衛生士による歯磨き指導(ブラッシング指導含む)、給食後の歯磨きの推奨、「ほけんだより」による歯科衛生教育	○	「ほけんだより」による歯科衛生教育
御浜町	○	歯磨き指導、歯磨き大会への参加、歯と口の健康の図画ポスターコンクール、よい歯のコンクール二次審査参加、保健委員会活動	○	歯磨き指導、よい歯のコンクール2次審査参加、保健委員会活動
紀宝町	○	歯みがき教室		
合計	24		19	

市町名	妊婦											
	歯科健康診査					歯科保健相談			歯科保健教室			
	集団	個別	直営・委託	受診率(%)	受診者数	対象者数	集団	個別	直営・委託	集団	個別	直営・委託
桑名市							○	直営				
いなべ市		○	委託	37.88	111	293		○	委託			
木曾岬町		○	委託	41.67	10	24		○	委託			
東員町		○	委託	38.54	74	192				○		直営
四日市市		○	委託	31.03	710	2,288						
菰野町		○	委託	33.20	81	244				○		直営
朝日町		○	委託	29.59	29	98						
川越町		○	委託	44.76	64	143		○	直営	○		直営
鈴鹿市		○	委託	38.41	504	1,312				○		直営
龜山市		○	委託	29.54	83	281						
津市										○		直営
松阪市		○	委託	42.42	400	943				○		直営
多気町		○	委託	54.93	39	71						
明和町		○	委託	45.77	65	142						
大台町		○	委託	26.67	8	30						
伊勢市		○	委託	46.07	311	675						
鳥羽市		○	委託	28.79	19	66						
志摩市		○	委託	37.32	53	142		○	直営			
玉城町		○	直営	39.13	36	92		○	委託			
南伊勢町		○	委託	42.86	12	28		○	委託			
大紀町		○	委託	3.57	1	28		○	直営			
度会町		○	委託	30.23	13	43						
伊賀市		○	委託	33.26	148	445						
名張市		○	委託	36.32	142	391						
尾鷲市								○	直営			
紀北町		○	委託	26.67	12	45						
熊野市		○	委託	40.00	24	60						
御浜町		○	委託	33.33	11	33		○	委託			
紀宝町		○	委託	31.37	16	51		○	委託			
合計	26						11			6		

市町名	成人・高齢者												
	歯周疾患検診※						歯科健康診査						
	集団	個別	直営・委託	受診率(%)	受診者数	対象者数	集団	個別	直営・委託	受診率(%)	受診者数	対象者数	対象
桑名市		○	委託	1.86	138	7,404							
いなべ市		○	委託	13.38	316	2,361							
木曾岬町		○	委託	8.05	28	348							
東員町		○	委託	9.29	134	1,442							
四日市市		○	委託	6.51	1,056	16,231		○	委託	4.93	323	6,554	20歳、30歳
菰野町		○	委託	8.56	185	2,160		○	委託	16.78	220	1,311	75歳・77歳・80歳(三重県後期高齢者医療広域連合が実施)
朝日町		○	委託	9.36	54	577		○	委託	18.63	49	263	75歳、77歳、80歳
川越町		○	委託	8.21	66	804							
鈴鹿市		○	委託	13.98	1,485	10,623							
亀山市		○	委託	8.85	224	2,532		○	委託	9.08	271	2,983	30歳・35歳・45歳・55歳・65歳
津市		○	委託	14.19	2,066	14,562		○	委託	別表記載 ④			
松阪市		○	委託	3.37	211	6,267		○	委託	16.56	896	5,409	75歳・77歳・80歳(三重県後期高齢者医療広域連合が実施)
多気町		○	委託	14.50	116	800							
明和町		○	委託	1.90	24	1,262		○	委託	1.71	230	13,437	20歳+41歳以上(40・50・60・70除く)
大台町		○	委託	1.80	8	445		○	委託	1.68	71	4,222	30～74歳(歯周疾患検診対象を除く)
伊勢市		○	委託	11.36	735	6,469		○	委託	7.44	133	1,788	1歳6か月児健診対象児の保護者
鳥羽市		○	委託	5.58	34	609		○	委託	16.36	114	697	三重県後期高齢者医療保険被保険者のうち75歳、77歳、80歳の方
志摩市													
玉城町		○	委託	2.35	112	4,772		○	委託	14.97	25	167	平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方
南伊勢町		○	委託	3.19	65	2,038							20,25,35,40-50,55,60,65,70歳
大紀町		○	委託	0.47	2	423		○	委託	0.12	4	3,402	20歳～70歳
度会町		○	委託	1.53	34	2,226		○	委託	15.79	12	76	平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方
伊賀市		○	委託	12.39	572	4,617		○	委託	別表記載 ⑤			
名張市		○	委託	15.73	664	4,222		○	委託	16.30	1,069	6,560	後期高齢者歯科健診(75・76・77・80歳)、55歳、65歳、後期高齢者在宅訪問歯科健診(在宅で要介護3以上の後期高齢者)
尾鷲市		○	委託	13.86	121	873							
紀北町		○	委託	20.30	163	803							
熊野市		○	委託	15.03	124	825	○		直営	26.42	14	53	3歳児健診の保護者
御浜町		○	委託	4.26	8	188		○	委託	4.88	2	41	30歳
紀宝町	○	○	直営・委託	7.48	43	575	○	○	直営・委託			83	(委・個)16歳から39歳歯科健診 49人 (直・集)歯と口の健診 うち20歳以上の参加者 34人
合計	28						18						

※健康増進法に基づく40.50.60.70歳を対象に実施

市町名	成人・高齢者							
	歯科保健相談				歯科保健教室			
	集団	個別	直営・委託	対象	集団	個別	直営・委託	対象
桑名市		○	直営	市民	○		直営	市民
いなべ市								
木曾岬町								
東員町					○		直営	町民
四日市市								
菰野町	○	○	直営	30代健診受診者、特定健診未受診者、健康相談に来た一般住民等				
朝日町								
川越町								
鈴鹿市								
亀山市								
津市		○	直営	歯の健康展コーナー予約者 (歯と口の健康習慣事業実行委員会で実施)	○		直営	地域サロン等の参加者
松阪市		○	直営	20歳以上	○		直営	20歳以上
多気町								
明和町					○		直営	一般住民(年齢不問):健康ひろば、出前講座
大台町								
伊勢市								
鳥羽市								
志摩市		○	直営	志摩市国民健康保険加入者で特定保健指導を希望され、歯科保健指導を希望された者	○		直営	市民
玉城町		○	委託	30~50・55・60・65・70歳				
南伊勢町								
大紀町								
度会町								
伊賀市								
名張市					○		直営	地域活動等での歯科保健講話
尾鷲市								
紀北町								
熊野市								
御浜町					○	○	直営	糖尿病境界型判定者40歳以上
紀宝町	○	○	直営・委託	(委)歯周病検診受診者 (直)特定保健指導				
合計	7				8			

市町名	高齢者							
	口腔機能向上サービス							
	介護予防普及啓発事業				その他			
	集団	個別	直営・委託	事業名	集団	個別	直営・委託	その他の事業名
桑名市		○	委託	桑名市お口いきいきプログラム事業		○	直営	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔の機能低下予防事業)
いなべ市	○		委託	介護予防セミナー	○		委託	通所型サービスC「はつらつ教室」
木曽岬町	○	○	直営	お口の元気アップ相談・訪問、お口の元気アップ教室	○		直営	お口の元気アップ教室
東員町	○		直営	介護保険勉強会				
四日市市								
菟野町	○		直営・委託	(直)フレイル予防教室 (委)いきいき拠点整備事業				
朝日町		○	直営	講演会「災害時の口腔ケア」、GCNetを活用した講演会「おうちでフレイル、おくちでフレイル」				
川越町	○		直営	口腔栄養教室				
鈴鹿市	○		直営・委託	(直・委)口腔機能向上教室「ロからはじめる介護予防」(委)介護予防出前教室	○		委託	専門職による出前講座
亀山市		○	委託	訪問型サービスC(口腔機能向上指導)				
津市	○		直営・委託	介護予防普及啓発事業	○	○	委託	短期集中専門サービス(訪問型・通所型)地域リハビリテーション活動支援事業(口腔)
松阪市	○		直営	出前講座、口腔機能向上				
多気町	○		直営・委託	(直)お口のフレイル予防 (委)パワーアップ教室				
明和町	○		委託	えんがわ教室、筋力・脳力あつぷ教室				
大台町					○	○	直営	パワーアップ教室・フレイル予防教室
伊勢市		○	委託	いきいきお口訪問(訪問型サービスC)				
鳥羽市	○		直営	口腔ケア講演会				
志摩市	○		直営	介護予防教室等事業(いろは出前講座フレイル予防の中に、口腔フレイル予防も実施)				
玉城町								
南伊勢町								
大紀町								
度会町					○		直営	介護予防サポーター養成講座 寄ってこカフェでの健康教育
伊賀市								
名張市		○	直営	高齢者と保健事業の介護予防の一体化実施事業				
尾鷲市								
紀北町								
熊野市								
御浜町								
紀宝町	○		直営	口腔機能向上事業・オーラルフレイル予防の講話				
合計	18				7			

市町名	高齢者等		障がい児・者		
	訪問口腔衛生指導				
	直営・委託	対象	実施	事業名	対象
桑名市	直営	市民			
いなべ市	委託	事業対象者、要支援1・2			
木曾岬町					
東員町	委託	要支援1・2 事業対象者(基本チェックリスト該当者)			
四日市市			○	歯科診療	障がい児、障がい者
菰野町	直営	総合事業の「事業対象者」			
朝日町					
川越町					
鈴鹿市	委託	事業対象者・要支援1・2、要介護3以上の後期高齢者医療被保険者(入居型の施設サービス利用者は除く)			
亀山市	直営	40歳以上の在宅要介護状態の人			
津市					
松阪市			○	歯科診療、歯科保健指導	障がい児、障がい者
多気町					
明和町					
大台町			○	歯科健康診査、歯科保健教室	障がい者
伊勢市					
鳥羽市					
志摩市					
玉城町					
南伊勢町					
大紀町					
度会町					
伊賀市					
名張市	委託	75歳以上で要介護3以上の後期高齢者			
尾鷲市					
紀北町					
熊野市					
御浜町					
紀宝町	直営	在宅要介護高齢者			
合計	8		3		

市町名	普及啓発活動等												
	歯と口の健康週間・8020推進月間					喫煙防止		その他啓発事業					
	展示等	歯科健康診査	フッ化物歯面塗布	歯科保健相談	歯科保健教室	展示等	教室(教育)	展示等	歯科健康診査	フッ化物歯面塗布	歯科保健相談	歯科保健教室	事業名
桑名市													
いなべ市	○												
木曽岬町			○	○	○			○					
東員町	○					○		○					
四日市市													
菰野町	○	○		○		○							
朝日町	○					○							
川越町	○					○	○						
鈴鹿市						○		○	○				
亀山市	○							○					
津市	○					○		○					歯の健康展
松阪市	○					○		○					ケーブルTVでの歯科保健情報提供
多気町	○					○	○						広報、ケーブルテレビなどによる啓発
明和町	○					○		○					集団がん検診時にリーフレット配布、SNSにて配信、明和イオンの電子公告で掲示
大台町	○					○							
伊勢市	○					○		○			○		子育て世代のむし歯予防(健康の日) 歯周病予防(健康文化週間)
鳥羽市	○					○							
志摩市	○						○						
玉城町	○					○							
南伊勢町										○			歯周病健康診査
大紀町	○												
度会町	○					○							
伊賀市	○	○				○			○				
名張市	○								○				名張市いい歯の8020表彰
尾鷲市													母子健康手帳交付時にパンフレット配布
紀北町	○												
熊野市	○					○							
御浜町	○		○		○	○			○	○		○	チラシ設置、ありんこ広場、子どもの広場、2歳児歯科健康診査
紀宝町	○	○		○	○			○	○				広報きほうに掲載(全戸配布)、歯と口の健診(対象:一般)
合計	23	3	2	3	3	17	3	9	5	2	1	1	

市町名	保健センター等の設置						設備整備	会議	研修	
	名称	歯科診療室	高齢者歯科診療	障がい児・者歯科診療	休日歯科診療	その他	その他の機能	歯科用ポータブルユニット	歯科保健会議等	歯科保健研修
桑名市										
いなべ市	保健センター	○								
木曾岬町	木曾岬町保健センター									
東員町										
四日市市					○			○	○	
菰野町	保健福祉センターけやき									
朝日町	朝日町保健福祉センター									
川越町									○	
鈴鹿市	鈴鹿市保健センター									
亀山市										
津市	別表記載 ⑥									
松阪市					○				○	
多気町									○	
明和町								○	○	
大台町									○	
伊勢市	伊勢市中央保健センター				○					
鳥羽市									○	
志摩市	志摩市保健センター								○	
玉城町										
南伊勢町										
大紀町										
度会町	度会町保健センター									
伊賀市										
名張市										
尾鷲市										
紀北町										
熊野市										
御浜町										
紀宝町									○	
合計		1	0	0	3	0		2	9	

別表

市町名		児童生徒	
		小学校における歯科保健活動	
		活動内容	
①	伊勢市	小学校22校において、学校歯科医、歯科衛生士の協力のもと、2年生・5年生に歯みがき指導を中心に虫歯予防及び歯肉炎予防の取組を行っている。また、その他の学年においても歯みがき指導などの指導をしている学校もある。	
②	志摩市	・食後の歯みがき、個別の歯みがき指導、歯科保健指導、学校歯科医による歯科保健指導、健康教育(小学生歯みがき大会参加、歯と口の健康づくり検討委員会委員派遣等)	

市町名		児童生徒	
		中学校における学校歯科保健活動	
		活動内容	
③	志摩市	食後の歯磨き、養護教諭による歯磨き指導、保健委員会による虫歯予防集会、保健委員会による歯磨きポスター作成、歯磨き強化週間呼びかけ(より丁寧に歯磨きしたクラスへ集会表彰)、保健だより発行(歯についての内容掲載)、歯科保健指導(保健センターによる歯みがき指導)、保健委員会による昼休みの歯みがきコンテスト、・学校歯科医による歯の講話(中1年生対象)、保健センターの出前講座(生活習慣に関する内容の中で歯周病のことを学習した)	

市町名		成人・高齢者			
		成人歯科健康診査			
		受診率 (%)	受診者 数	対象者 数	対象
④	津市	7.12	183	2,570	30歳
		18.14	1,694	9,337	75歳・77歳・80歳(三重県後期高齢者医療広域連合が実施)
⑤	伊賀市	0.17	119	70,620	伊賀市に住民票のある20歳以上のかた(歯周疾患健診の対象者は除く)
		16.02	502	3,133	三重県後期高齢者医療保険被保険者のうち、75歳、77歳、80歳の方
			9		要介護者歯科検査訪問

市町名		保健センター等の設置	
		名称	
⑥	津市	中央保健センター、久居保健センター、河芸保健センター、芸濃保健センター、安濃保健センター、美里保健センター、香良洲保健センター、一志保健センター、白山保健センター、美杉保健センター	

参 考 资 料

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

(平成24年厚生労働省告示第538号、一部改正 令和元年11月26日厚生労働省告示第176号)

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域（保健所、市町村保健センター等）、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。また、平成元年(1989年)より80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

二 歯科疾患の予防

う蝕^{しよく}、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

また、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下^{えん}等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の始めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。

四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同

じ。)又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を配置すること、また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

また、歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目指して、国は、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標及びプロセスとしての計画を設定する。

一 目標・計画の設定及び評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。

さらに、歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させる。

二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標・計画は、別表第一から別表第四までに掲げるものとし、国はこれらの目標・計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むとともに進行管理を行っていくものとする。

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標・計画

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の2から5までに掲げる目標・計画を達成すること等により実現を目指すものとする。

2 歯科疾患の予防における目標・計画

う蝕^{しよく}、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊産婦である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。

(1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓

発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕^{しよく}予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 学齢期

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕^{しよく}及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕^{しよく}及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善(禁煙等)のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕^{しよく}、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕^{しよく}及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を設定する。

(1) 乳幼児期及び学齢期

口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 成人期及び高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的項目を設定する。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等については、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態の把握、実態に即した効果的な対策の実施、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、

目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け、必要な施策を行うよう努める。さらに、中間評価及び最終評価を行うこと等により、定期的に、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価するとともに必要な改定を行い、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させるよう努めるものとする。

二 目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。
- 2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。
- 3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。
- 4 都道府県及び市町村は、目標・計画の設定及び評価において、調査分析等により実態把握が可能であって科学的根拠に基づいた具体的目標を設定し、また、障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難なものやその家族を含めた地域の住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。
- 5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する都道府県健康増進計画、地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法(昭和23年法律第205号)に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法(平成18年法律第98号)に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮すること。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や、評価の時期を勘案して、原則として5年ごとに歯科疾患実態調査等を実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査及び保健指導の結果、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供できるよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、国民等に対し情報提供するとともに、評価を行うものとする。

二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するよう、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、国民等に対し的確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される地方公共団体の条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、学会、企業等との連携のもと、ICT(情報通信技術)等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人一人の意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ確かな情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることを防ぐよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士並びに歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体・関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

さらに、歯科口腔保健の推進には、地域のボランティアの役割も重要であるため、主体的に歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である。

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体は保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めた歯科口腔保健を担う関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健の推進が期待される。障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む関係団体・関係機関等との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

また、併せて、産業保健と地域保健が協力して行う取組の中で、全身の健康のために歯の健康が重要であるという認識を深めていくことが望ましい。

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、際ア議事における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

別表第一 歯科疾患の予防における目標、計画

(1) 乳幼児期

目標	健全な歯・口腔の育成		
具体的指標		現状値	目標値（令和4年度）
	① 3歳児でのう蝕のない者の増加	77.1%	90%
計画	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識） 歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等） う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窩裂溝充填法（シーラント）、定期的な歯科検診等） その他 		

（注）「健やか親子21」では、平成26年までの目標値を80%以上と設定している。

(2) 学齢期

目標	口腔状態の向上		
具体的指標		現状値	目標値（令和4年度）
	① 12歳児でう蝕のない者の増加	54.6%	65%

	② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少	25.1%	20%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等) ・う蝕予防方法の普及(フッ化物の応用、小窩裂溝充填法(シーラント)、定期的な歯科検診等) ・歯周病予防方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等) ・その他 		

(3) 成人期(妊産婦である期間を含む。)

目標	健全な口腔状態の維持		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%
	② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%
	③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%
	④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等) ・う蝕予防方法の普及(フッ化物の応用、定期的な歯科検診等) ・歯周病予防、重症化予防の方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等) ・その他 		

(4) 高齢期

目標	歯の喪失の防止		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%
	② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%
	③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	80%
	④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	60%
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口 		

	清掃等) ・ う蝕 ^{しよく} 予防方法の普及(フッ化物応用、定期的な歯科検診等) ・ 歯周病予防、重症化予防の方法の普及(歯口清掃、定期的な歯科検診等) ・ その他
--	---

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標、計画

(1) 乳幼児期及び学齢期

目標	口腔機能の獲得		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 3歳児での不正咬合 ^{こう} 等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%
計画	・ 普及啓発(口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識) ・ 歯科保健指導の実施(口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の改善、食育等) ・ その他		

(2) 成人期及び高齢期

目標	口腔機能の維持・向上		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 60歳代における咀嚼 ^{そしゃく} 良好者の割合の増加	73.4%	80%
計画	・ 普及啓発(口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識) ・ 歯科保健指導の実施(咀嚼 ^{そしゃく} 訓練、歯口清掃(舌・粘膜等の清掃含む)、義歯の清掃・管理、食育等) ・ 口腔機能の回復・向上に関する取組の推進 ・ その他		

別表第三 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標、計画

(1) 障害者・障害児

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%
計画	・ 普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、口腔ケア等に関する知識) ・ 歯科保健指導の実施(家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等) ・ 障害者・障害児(障害者支援施設及び障害児入所施設入所者以外の者を含む。)の歯科口腔保健状況に関する実態把握及びこれに基づいた効果的な対策の実施 ・ その他		

(2) 要介護高齢者

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定	19.2%	50%

	期的な歯科検診実施率の増加	(介護老人保健施設の現状値)	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識) ・歯科保健指導の実施(家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等) ・要介護高齢者(介護老人福祉施設及び介護老人保健施設入所者以外も含む。)の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施 ・その他 		

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標、計画

目標	歯科口腔保健の推進体制の整備		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
	① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%
	② 3歳児でう蝕 <small>しよく</small> がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	47都道府県
	③ 12歳児の1人平均う歯数が1.0 歯未満である都道府県の増加	7都道府県	47都道府県
	④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	47都道府県
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備 ・口腔保健支援センターの設置 ・歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定・評価 ・歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成 ・歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士等の研修の充実 ・その他 		

○都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

(平成九年三月三日)

(健政発第一三八号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省健康政策局長通知)

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成六年七月一日法律第八四号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成九年四月一日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成九年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成九年四月一日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」(平成二年六月二八日健政計第二三号、歯第一八号)は平成九年四月一日をもって、廃止するものとする。

(別添)

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対する八〇二〇運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種確保等に努めること。

(3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3)の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とする歯の予防処置事業、八〇二〇(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。

2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

(5) 企画・調整機能の強化

地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。

(6) 市町村に対する技術的な指導・支援

次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。

1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。

2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力を行うよう努めること。

3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。

4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必

要な連携を密にするよう配慮すること。

(7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について

保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

第二 市町村等における歯科保健業務について

1 企画・実施体制の調整

(1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

(2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

(3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

(1) 母子に関すること

(2) 成人に関すること(八〇二〇運動等)

(3) 老人に関すること(在宅寝たきり老人も含む)

(4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、一歳六か月児健康診査、三歳児健康診査時等のう歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町

村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用し易い形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

医政発 1228 第 7 号
健発 1228 第 1 号
令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、生涯を通じて口腔の健康の増進を図ることが必要である。口腔の健康の保持のために、歯科疾患の予防に向けた取組が実施されており、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成 24 年厚生労働省告示第 438 号）や国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）（健康日本 21）等の健康づくりのための計画に示されたう蝕の予防等に関する目標を達成するため、フッ化物応用は有効な手段である。

これまで、有効かつ安全なフッ化物応用の一つであるフッ化物洗口法を広く普及するために、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成 15 年 1 月 14 日付け医政発第 0114002 号・健発第 0114006 号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）にて「フッ化物洗口ガイドライン」を発出するとともに、当該ガイドラインにおいて、より詳細な内容については、「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照することをお示しし、関係機関等に周知を図ってきた。

当該ガイドラインの発出以降、フッ化物洗口がより広く普及し、流通するフッ化物製剤の種類も増えた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。このような環境の変化に対応しつつフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、令和 3 年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」を実施した。本研究において、最新の知見等を踏まえた「フッ化物洗口マニュアル」（2022 年版）を含む研究報告書が取りまとめられた。

当該報告書を踏まえて、「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を別

紙のとおり定めたので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、市町村、関係団体等に対して周知方を願います。

なお、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成 15 年 1 月 14 日付け医政発第 0114002 号・健発第 0114006 号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）は本通知の発出をもって廃止する。

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されている。わが国においては、歯科医療機関で行うフッ化物歯面塗布法や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等（以下「施設等」という。）で行うフッ化物洗口法等のフッ化物局所応用によるう蝕予防が地域の実情に応じて行われてきた。こうした取組等の成果もあり、小児のう蝕罹患率については、全体として減少傾向にあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されている。また、今後は成人期以降の残存歯の増加によるう蝕の増加や高齢者に好発する根面う蝕の増加等が予測される。このため、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じたう蝕予防への更なる取組が必要とされている。

う蝕予防の有効性、安全性及び高い費用便益率等の医療経済的な観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、様々な関係機関により、フッ化物応用が推奨されている。フッ化物応用の1つであるフッ化物洗口の取扱いについては、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）を発出し、関係機関等に周知を図ってきたところであり、以降、フッ化物洗口を実施する施設等の数及び人数も増加しており、地域で広く普及してきている。

「歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書」（令和元年6月4日）においても、新しいフッ化物洗口剤の流通や自治体における歯科口腔保健を取り巻く状況に対応するため、ガイドラインの見直しを検討すべき旨が示された。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

こうした環境の変化に対応しつつ、健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防の取り組みの一環として、適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、フッ化物応用を含めたう蝕予防の手法について、令和3年度厚生労働科学研究事業において、「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」が実施され、報告書が取りまとめられた。本研究において、集積した新たな知見も踏まえて、施設等で集団で行うフッ化物洗口（以下「集団フッ化物洗口」という。）に関する新たな「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）が作成された。

こうした研究結果の知見等も踏まえつつ、今般ガイドラインの改訂版として、

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を示すこととした。

2. フッ化物洗口の考え方について

(1) 対象者

フッ化物洗口法は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。4歳未満では、適切な洗口ができず誤飲のリスクが多いため対象としない。また、成人及び高齢者のう蝕の再発防止や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 小児期

- フッ化物洗口は、歯のエナメル質にフッ化物を作用させる方法である。特に、永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等に実施することで、う蝕予防対策として効果的である。
- う蝕の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団フッ化物洗口を施設等で実施することが望ましい。
- その他、必要に応じて、歯科医師の指導に従い、家庭等でのフッ化物洗口の実施やフッ化物配合歯磨剤の使用等のフッ化物局所応用を実施すること。

2) 小児期以降

- 生涯にわたりフッ化物を歯に作用させることは、う蝕の再発防止や高齢期での根面う蝕の予防の観点から効果的である。
- 小児期以降においても、フッ化物局所応用を実施することが望ましい。

3) その他

- 口腔清掃が困難であり口腔内を清潔に保つことが難しく、う蝕のリスクが高い者において、うがいを適切に実施できる場合には、フッ化物洗口は効果的である。

(2) 方法

フッ化物洗口法には、主に、毎日法（約250ppm又は約450ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）と週1回法（約900ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）がある。フッ化物洗口法は、対象者や利便性に合わせて選択する。

3. 集団フッ化物洗口の実施について

集団フッ化物洗口は、個人の環境によらず、集団のすべての人がう蝕予防効果を得られる。このため、ポピュレーションアプローチとして、集団フッ化物洗口を実施することは、う蝕に関する健康格差の縮小につながることを期待される。

集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等（以下「歯科医師等」という。）の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施する。その際、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者（以下「施設等の関係者」という。）の理解と協力を得ること。

（1）フッ化物の管理

- 集団フッ化物洗口においては、原則として、医薬品を使用すること。なお、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、適切なフッ化物洗口を実施すること。
- フッ化物は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に管理し、直射日光のあたらない涼しい所等で保管すること。
- 洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、他の物と区別して貯蔵すること。また、フッ化物顆粒の使用量や残量等について、薬剤出納簿等を活用して管理することが望ましい。

（2）洗口液の調製

- フッ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い施設等の関係者が、器材の管理、洗口液の調製等を行うこと。
- 歯科医師等の指導及び添付文書に従い、洗口液調製用の溶解瓶等を準備し、実施するフッ化物洗口法に応じた所定の濃度に洗口液を調製すること。
- 使用しなかった洗口液の保管及び廃棄は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に取り扱うこと。

（3）洗口の確認・練習

- フッ化物洗口を開始する際は、対象者が、決められた時間（30秒～1分間）以上口腔内で水を保持し、飲み込まずに水を吐き出すことができるか確認する。確認後に、フッ化物洗口液を用いた洗口を開始すること。
- 特に幼児等は、必要に応じて、フッ化物洗口を実施する前に水で洗口の練習を行うこと。
- 高齢者等の口腔機能の低下が疑われる者等については、必要に応じて、適切にうがいができるか対象者の状態の確認を行うこと。

(4) 洗口と吐き出しの手順

- 5～10mL 程度の洗口液（口腔の大きさを考慮して定めるが、通常未就学児で5mL、学童以上で7～10mL 程度が適当である。）を口に含み、約30秒間の「ブクブクうがい（洗口液が十分に歯面にゆきわたるように、口を閉じ頬を動かすこと。）」を行う。この際、誤飲を防ぐ観点から、必ず下を向いて行うこと。
- 吐き出しは洗口場で行なう方法と、コップに吐き出す方法がある。（コップに吐き出す方法では、洗口液の分注・配布に用いる使い捨ての紙コップを吐き出しに利用することができる。紙コップの中に吐き出した洗口液を、ティッシュペーパー等で吸収させ、回収し廃棄する。）
- 監督者は、洗口開始と終了の合図を行うとともに、正しく洗口が出来ているか確認すること。

(5) 洗口後の注意

- 洗口後30分間程度は、可能な限りうがいや飲食物をとらないようにする。

4. 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について

(1) インフォームド・コンセント

- 保護者等を対象とした説明会等を開催し、集団フッ化物洗口の具体的な方法、期待される効果、安全性等について十分に情報提供を行い、実施に当たってはフッ化物洗口の実施に関する希望調査を行い、保護者等の意向も確認すること。

(2) フッ化物洗口を希望しない者について

- 施設等において、フッ化物洗口を希望しない者がいる場合には、洗口時間帯に水で洗口させるなどの必要な配慮を行うこと。

(3) 他のフッ化物局所応用の組合せ

- フッ化物洗口とフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等の他のフッ化物局所応用を併用しても、問題はない。

(4) パンデミック発生時等の対応について

- 飛沫感染するリスクのある感染症のパンデミック発生時等には、感染予防の観点から、洗口中及び吐き出し時に飛沫が飛ばないように注意すること。
- パンデミック等の影響により、例えば緊急事態宣言に伴い、一時的に集団フッ化物洗口を中断した場合は、緊急事態解除宣言時等に、地域における

感染状態及び感染対策の状況等を踏まえつつ、必要に応じて各地域の関係者で協議を行い、集団フッ化物洗口の再開の時期等を適宜判断すること。

5. 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について

集団フッ化物洗口事業は、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施する。地方公共団体の集団フッ化物洗口事業の導入に当たっては、以下の標準的な取組手順を参考にされたい。

- ①担当者間の集団フッ化物洗口の実施に関する検討
- ②集団フッ化物洗口事業を実施する際の関係者（歯科保健担当部局や教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体）間の合意形成
- ③集団フッ化物洗口を実施する施設等との関係者に対する説明
- ④フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明
- ⑤施設等における集団フッ化物洗口の導入・実施

6. フッ化物洗口の安全性について

(1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

フッ化物洗口液については、たとえ1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されている。

1) 急性中毒

通常のフッ化物洗口の方法であれば、フッ化物の急性中毒の心配はない。

2) 慢性中毒

長期間継続してフッ化物を過剰摂取した場合に生じるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。

歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに生じる症状である。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であれば、永久歯の切歯や第一大臼歯は歯冠部がほぼ完成しており、また他の歯は形成途上であるが、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量等では、歯のフッ素症が発現することはない。

骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であることから、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量では、発現することはない。

(2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、適切ながいができない者等を除き、う蝕予防法として奨められる方法である。

また、水道水にフッ化物が添加されている地域のデータを基にした疫学調査等によって、フッ化物と骨折、ガン、神経系及び遺伝系の疾患、アレルギー等の疾患との関連等は否定されている。

7. その他

施設等における集団フッ化物洗口に関する詳細については、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」で作成された「フッ化物洗口マニュアル」(2022年版)を参照されたい。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

平成二十四年三月二十七日
三重県条例第四十二号

改正 令和 三年 三月二三日 三重県条
例第一一号

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条—第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条—第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実

施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第百三号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項 (基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 二 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 三 妊娠期から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 四 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関する事。
- 五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関する事。
- 六 スポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関する事。
- 七 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関する事。
- 八 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関する事。
- 九 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者等がフレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関する事。
- 十 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 十一 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関する事。
- 十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する事。
- 十三 医科歯科等の連携の推進に関する事。
- 十四 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関する事。
- 十五 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関する事。

十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。
一部改正〔令和三年条例一一号〕

(基本計画)

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査)

第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十三日三重県条例第十一号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画における評価指標と目標値

達成状況：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	89.8%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	176か所	180か所	○
3	12歳児でむし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	71.3%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	28市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.4%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	3.4%	4.4%	◎
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	2.7%	4.5%	◎
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	18.7%	23.0%	◎
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	48.2%	80.0%	×
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	26.7%	32.0%	○
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口に外傷を受けた子ども的人数	187人 (平成28年度)	96人	177人	◎
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	※
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	26市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	※
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	※
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	※
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	※
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	※
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	※
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	80.7%	90.0%	×
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	25社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	28市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	3市町	23市町	×
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	51.5%	65.0%	○

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	達成状況
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	54.4%	54.0%	◎
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	55.4%	57.3%	○
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	81.7%	86.7%	○
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	73.1%	75.0%	○
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	176機関	155機関	◎
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	463人	500人	○
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	※
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	52.8%	70.0%	×
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	18市町	29市町	×
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	11.5%	6.8%	×
36	研修等に参加しているみえ歯一ネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	81人	90人	○
37	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	268人	318人	△
38	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	143人	193人	△
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	126機関	141機関	○
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	265機関	282機関	○
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	525件	904件	×
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	21市町	29市町	○

(平成29年度～令和5年度)

表中の「※」は、新型コロナウイルス感染症の影響によりデータソースとなる歯科疾患実態調査が中止となり現状値の把握ができず評価困難となった指標



障がい児（者）歯科ネットワーク

ハ みえ歯ートネットについて

障がいのある皆様がより身近なところで歯科治療を受けていただけるように、また、必要に応じてより専門的な歯科治療を受けていただけるように、お手伝いするネットワークです。

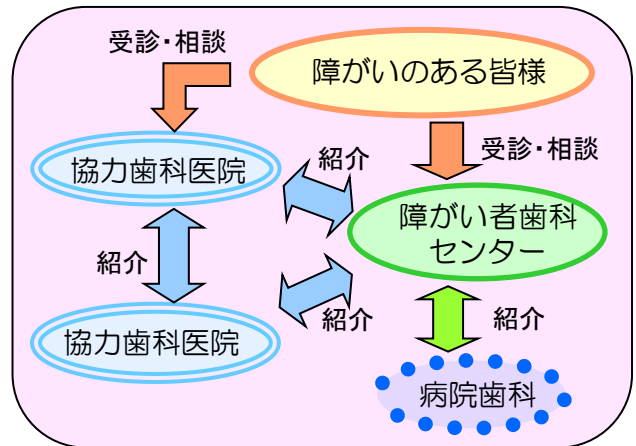
主な活動（歯科診療ネットワーク）

地域で障がいのある皆様が、安心して利便性良く歯科受診できるよう、障がいの程度や治療の内容に応じて、協力歯科医院と障がい者歯科センターが連携して必要な歯科医療を提供します。

みえ歯ートネット活用方法

- ① 協力歯科医院名簿を参考に、希望される歯科医院をお決めください。
- ② 事前に電話などで、直接、歯科医院にお問合せください。その際、障がいの程度や受診の理由などをお伝えください。
- ③ 受診時は、健康保険証と一緒に、お持ちの方は福祉医療費受給資格証や身体障害者手帳、療育手帳をお持ちください。

また、お薬をお飲みの方はおくすり手帳をお持ちください。



協力歯科医院とは

身近なかかりつけ歯科医として皆様の相談窓口となり、歯科治療・定期的なケアなどを行う歯科医院です。

なお、協力歯科医院によって対応できる障がいの程度や治療が異なりますので、障がいの程度やお口の中の状況により、別の協力歯科医院や障がい者歯科センターを紹介することがあります。

* 協力歯科医院以外の歯科医院も、従来どおり受診できます。

みえ歯ートネットに関するお問合せ先

公益社団法人 三重県歯科医師会・障害者歯科センター

TEL 059-227-6488 FAX 059-227-0510

三重県医療保健部健康推進課

TEL 059-224-2294 FAX 059-224-2340

協力歯科医院の情報は下記「みえ歯ートネットホームページ」でもご案内しています。

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/>

県内障がい者歯科診療施設

公益社団法人 三重県歯科医師会 障害者歯科センター（予約制）

- | | |
|--------|---|
| 1 対象者 | 一般歯科診療所での受診が困難な障がい児(者)の方 |
| 2 診療日時 | 水曜 10:00～13:00
木曜・日曜 10:00～12:00、13:30～16:00 |
| 3 場 所 | 津市桜橋2丁目120番地の2
口腔保健センター（三重県歯科医師会） |
| 4 連絡先 | TEL 059-227-6488 |

四日市市歯科医療センター（予約制）

- | | |
|-------|--|
| 1 対象者 | 基本的に、四日市市に在住の、障がいのある方ならびに、市内の各種障がい者施設に通・入所、あるいは市内の事業所に就労している障がい者で、一般の歯科診療所での受診が困難な方（それ以外の方はご相談ください。） |
|-------|--|

- | | |
|--------|---|
| 2 診療日時 | 火曜日・木曜日 午後1時30分～午後4時00分
（祝日と12月28日～1月3日を除く）
日曜日（概ね月2回） 午前9時30分～午後12時00分 |
|--------|---|

※詳しくは、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.y-dentcenter.com/>



- | | |
|-------|-----------------------------|
| 3 場 所 | 四日市市本町9番12号
四日市市歯科医療センター |
| 4 連絡先 | TEL・FAX 059-354-5130 |

歯科保健医療関係団体名簿

公益社団法人 三重県歯科医師会

会 長	事務局	住 所	TEL・FAX
稲本 良則		〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2	TEL 059-227-6488 FAX 059-227-0510

三重県歯科医師会 各郡市歯科医師会

郡市歯科医師会・会長	郵便番号	住 所	TEL・FAX
一般社団法人 桑員歯科医師会 会長 伊藤 寿志	511-0068	桑名市中央町3丁目23 桑名シティホテル2階	TEL 0594-22-3517 FAX 0594-22-9380
一般社団法人 四日市歯科医師会 会長 田中 淳一	510-0093	四日市市本町9-12	TEL 059-354-8512 FAX 059-354-8513
一般社団法人 鈴鹿歯科医師会 会長 元橋 庸好	513-0809	鈴鹿市西条5丁目118-5	TEL 059-382-9431 FAX 059-382-9437
一般社団法人 亀山歯科医師会 会長 秋本 和宣	519-0155	亀山市御幸町231 秋本歯科医院内	TEL 0595-82-0115 FAX 0595-83-3516
公益社団法人 津歯科医師会 会長 萬好 哲也	514-0004	津市栄町2丁目365	TEL 059-225-1304 FAX 059-223-3936
一般社団法人 松阪地区歯科医師会 会長 長井 雅彦	515-0078	松阪市春日町1丁目8 松阪市歯科センター内	TEL 0598-26-4803 FAX 0598-26-7603
一般社団法人 伊勢地区歯科医師会 会長 田口 昇	516-0076	伊勢市八日市場町13-1	TEL 0596-24-1904 FAX 0596-27-3833
一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会 会長 山本 修	517-0404	志摩市浜島町浜島3271-2 山本歯科医院内	TEL 0599-53-2121 FAX 0599-53-2127
一般社団法人 尾鷲歯科医師会 会長 松井 俊哉	519-3604	尾鷲市港町8-23 仲歯科医院内	TEL 0597-22-0155 FAX 0597-22-0159

郡市歯科医師会・会長	郵便番号	住 所	TEL・FAX
一般社団法人 南紀歯科医師会 会長 中村 和道	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿1992-13 中村歯科内	TEL 0735-32-3866 FAX 0735-32-3868
一般社団法人 伊賀歯科医師会 会長 関田 英紀	518-0829	伊賀市平野山之下380-5 伊賀市総合福祉会館2階	TEL 0595-26-1418 FAX 0595-26-1419

一般社団法人 三重県歯科技工士会

会 長	事務局	住 所	TEL・FAX
片岡 均		〒514-0004 津市栄町2丁目410 山内ビル2階	TEL 059-226-3273 FAX 059-253-3873

特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会

会 長	事務局	住 所	TEL・MAIL
笹間 滋代		〒514-0027 津市大門7番15号 津センターパレス3階 津市市民活動センター気付	059-223-0815 080-5161-8020 mie-dh@infoseek.jp

三重の歯科保健

発行 令和5年9月

三重県口腔保健支援センター

(三重県医療保健部健康推進課)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2294

FAX 059-224-2340

E-mail : kenkot@pref.mie.lg.jp

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/index.htm>